令和８年第３回千葉市議会定例会会議録（第９号）

令 和 ８ 年 10 月 １ 日（木）午 前 10 時 開 議

○議事日程

日程第１　会議録署名人選任の件
日程第２　市政に関する一般質問

○出席議員

１番	石川美香君	２番	吉川英二君
３番	茂呂一弘君	４番	岳田雄亮君
５番	須藤博文君	６番	岡崎純子君
７番	黒澤和泉君	８番	野島友介君
９番	山崎真彦君	10番	大平真弘君
11番	渡邊惟大君	12番	桜井秀夫君
13番	青山雅紀君	14番	伊藤隆広君
15番	前田健一郎君	16番	石川弘君
17番	小坂さとみ君	18番	三井美和香君
19番	渡辺忍君	20番	安喰初美君
21番	椛澤洋平君	22番	守屋聡君
23番	蛭田浩文君	24番	伊藤康平君
25番	阿部智君	26番	松坂吉則君
27番	植草毅君	28番	岩井雅夫君
29番	亀井琢磨君	30番	田畑直子君
31番	川合隆史君	32番	麻生紀雄君
33番	段木和彦君	34番	佐々木友樹君
35番	盛田眞弓君	37番	森山和博君
38番	酒井伸二君	39番	小松﨑文嘉君
40番	向後保雄君	41番	宇留間又衛門君
42番	中島賢治君	43番	三須和夫君
44番	石井茂隆君	45番	米持克彦君
46番	石橋毅君	47番	白鳥誠君
48番	三瓶輝枝君	49番	中村公江君
50番	野本信正君		

○欠席議員

36番　櫻井崇君

令和８年第３回定例会会議録第９号（10月１日）

〇説明員

市長	神谷俊一君	副市長	那須一恵君
副市長	橋本直明君	総合政策局長	藤代真史君
危機管理監	相楽俊洋君	総務局長	中尾嘉之君
財政局長	勝瀬光一郎君	市民局長	市倉秀子君
保健福祉局長	秋幡浩明君	環境局長	堺　逸樹君
都市局長	髙峯聡一郎君	建設局長	山田裕之君
消防局長	市村裕二君	若葉区長	古屋朗子君
病院局次長	柿崎恵司君	市長公室長	山崎　哲君
総務部長	桑本茂樹君	教育長	鶴岡克彦君
教育次長	中島千恵君	代表監査委員	神﨑広史君

〇議会事務局

事務局長	香取徹哉君	次長	小名木啓一君
議事課長	安西雅樹君	議事課長補佐	佐藤大介君
議事班主査	岡田昌樹君		

〇本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名人選任の件

日程第２　市政に関する一般質問

伊藤康平君
- １　学習に困難を抱える児童生徒の支援について
- ２　千葉市における特例を含む特定小型原動機付自転車の利活用について
- ３　美浜区の諸問題について
- （１）稲毛海岸駅前交番付近の歩行者横断対策について
- （２）黒砂水路への自動車通行可能な橋の新設について

米持克彦君
- １　災害時における水の確保と備えについて
- ２　固定資産税の課税について
- ３　ふるさと納税について
- ４　マンションの再生について

黒澤和泉君
- １　幕張新都心の将来像と次世代モビリティについて
- ２　幕張海浜公園Ａブロック内の新アリーナの整備・運営について
- ３　市営駐輪場の利用料金と管理運営について
- ４　体育館における空調設備の在り方について

１　市所有施設のトイレについて ２　熱中症対策を含む夏場の異常高温対策について ３　下水道管路のメンテナンスについて	茂　呂　一　弘　君
１　将来に向けた医療体制について	田　畑　直　子　君
１　公共交通について （１）バス路線の充実について （２）バス運転手確保について ２　都賀駅東口エレベーター設置の促進について ３　千城台コミュニティセンターと若葉文化ホールのトイレ及び広場の環境整備について ４　交差点の改善・整備について	野　本　信　正　君
１　特定外来種と生態系被害防止外来種について ２　幕張海浜病院について （１）交通アクセスについて （２）診療体制について ３　都市公園の在り方について ４　新湾岸道路について	佐々木　友　樹　君

午前10時０分開会

○議長（松坂吉則君）　これより会議を開きます。

出席議員は48名、会議は成立致しております。

日程第１　会議録署名人選任の件

○議長（松坂吉則君）　日程第１、会議録署名人の件を議題といたします。

私より指名いたします。34番・佐々木友樹議員、35番・盛田眞弓議員の両議員にお願いいたします。

日程第２　市政に関する一般質問

○議長（松坂吉則君）　日程第２、市政に関する一般質問を行います。

通告順に従い、お願いいたします。24番・伊藤康平議員。（拍手）

〔24番・伊藤康平君　登壇、拍手〕

○24番（伊藤康平君）　皆さんおはようございます。公明党千葉市議会議員団の伊藤康平です。

朝の早い時間、傍聴にお越しいただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

初めに、学習に困難を抱える児童生徒の支援についてです。

学習に困難を要する児童生徒に対して、国では学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議において、特別支援教育について報

告がまとめられております。

学習障害の特徴として、知的検査等の結果から、全般的な知的発達の遅れは見られないが、学業成績、行動観察、詳細な心理検査等により、学習上の基礎的能力である、聞く、話す、読む、書くことや計算、図形、数量の理解・処理といった、算数や数学における基礎的な推論能力も含まれ、一つないし複数の著しい困難があるとみられる、様々な状態を総称するものとされております。

国において、全国の公立学校の通常学級に在籍している児童生徒を対象に、特別な教育的支援を必要としている児童生徒の実態に関する調査として、平成14年から10年おきに実施されております。

令和４年12月に公表された調査報告では、学習面または行動面で、著しく困難を示すとされた児童生徒の割合が、8.8％となり、10年前の平成24年調査結果の6.5％よりも高くなっております。

平成24年の調査結果では、約16人に１人であった児童生徒の割合が、約12人に１人となり、こうした変化には、調査を開始した時点と比べて、学校や保護者の理解が進んだことなどもあげられます。

また、学齢期の子供の受診機会の拡大も関係していると考えられ、診断基準の明確化と診断技術の発達により、従来は見過ごされていた児童生徒が診断に至り、支援につながっていることも、結果に表れていると推察できます。

学習障害には、主に、読字障害・書字障害・算数障害の三つのタイプの特徴が見られます。こうした個々の持つ特性を早期に発見し、早期支援を構築するには、教育と福祉の連携が不可欠であり、国が進める身体的健康だけでなく、心理的、社会的発達の評価を重視する５歳児健診の実施が、重要な位置づけとなってまいります。

５歳は、言語の理解能力や社会性が備わる年齢と言われ、５歳児健診の取組が急がれると同時に、教育現場においては、子供に適した学習環境と学びの権利を保障する、さらなる学習支援の取組が必要となると考えます。

学習障害のある子供は読む、書く、計算する、推論するなど、特定の学習や困難な状態にあり、学習内容の調整、教材や情報提供の工夫などが必要です。

国においては、昨年度、就学後に学習上の困難が顕在化することが多いため、その重要性を踏まえ、学習障害のある児童生徒等に対するＩＣＴを活用した効果的な支援に関する実践研究の公募を行い、学習障害に目を向けた、切れ目のない支援の体制の構築を目指そうとされています。

そこで、本市の現状について伺います。

１つに、学習面または、行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒は、今後も増加することが見込まれており、本市の現状を伺うとともに、就学前、就学後の切れ目のない支援体制とは、どのように構築することが必要か、お聞かせください。

２つに、学習障害には、主に読字障害・書字障害・算数障害の３つの特徴が見られますが、確かな学力の育成についてお示しください。

３つに、通常学級におけるICT機器を活用した本市の取組について伺います。

次に、千葉市における特例を含む、特定小型原動機付自転車の利活用についてお尋ねいたします。

2023年７月１日に施行された、改正道路交通法で新設された、特定小型原動機付自転車は、原動機付自転車の区分のひとつとして規定され、電動キックボードや座席のある２輪から４輪等の電動モビリティのうち、道路交通法施行規則で定められた、５つの要件を全て満たす車両が該当し、免許不要で、16歳以上であれば運転できる、新たな移動手段として誕生いたしました。

５つの要件とは、車体の長さが190センチ以下、幅が60センチ以下であること、原動機として、定格出力0.6キロワット以下の電動機を用いること、20キロを超える速度を出すことができないこと、走行中に最高速度の設定を変更することができないこと、AT機構が取られていること、最高速度表示灯が備えられていることが規定されており、原則として、車道や自転車道の走行が義務付けられております。

他方で、特例のつく特定小型原動機付自転車は、最高速度を６キロから20キロに切り替えられ、６キロモード時には、最高速度表示灯が点滅されることで、普通自転車等及び歩行者等専用の、道路標識が設置されている場合等、歩道を通行することができるとされ、アクセル操作で速度調整や最高速度表示灯を点滅させられない車両は、歩道通行ができないと規定されております。

このような低速モビリティは、新たなライフスタイルを形成し、暮らしや社会の在り方を変える力を秘めております。高齢化や環境基準の適合、交通格差などの課題を解決する手段として、ベンチャー企業をはじめ、自動車メーカーの参入など、実用化が進んでおり、移動がより便利で快適になる未来を想像することができます。

一方で、特例を含む特定小型原動機付自転車などに関連する課題として、車両区分や交通ルールが分かりづらい、世代間におけるITリテラシーの格差による使いこなしの問題など、技術と社会のギャップを埋める取組が求められます。

近年、高齢社会が顕在化し、本市においても公共交通の担い手不足といった、社会構造の変化に伴う移動困難者への対応が課題となっております。

また、交通空白地域への対策や、免許返納に伴う移動に関連する施策を求める声も寄せられており、近隣への短距離移動を支える、新たな移動手段を確立し、誰もが行きたい場所へ、自由に移動できる環境整備の実現が求められております。

これまで本市では、幕張新都心におけるパーソナルモビリティシェアリングサービスの実証実験が行われてきたほか、都市部における電動自転車や、特定小型電動機付自転車のシェアリングサービスの提供が進められております。

また、一部の市営住宅では、空き駐車場の区画を活用した、シェアサイクルサービスの実証実験にも取り組まれておりますが、いずれも２輪車に特化したシェアリングサービスとなっていることから、３輪または４輪といった、身体の状態に配慮した車両の提供も必要と考えます。

そこで伺います。

１つに、これまでの実証実験の結果と今後の展望について、お尋ねします。

２つに、高齢者など近隣への短距離移動を支える交通政策として、２輪車に限定しない特例を含む特定小型原動機付自転車の利活用について、当局の見解をお聞かせください。

３つに、交通弱者対策として、利用者年齢を限定しない利用促進には、ITリテラシー格差の解消に向けた対策や、クレジットカードを持たない潜在的利用者への対応について、お尋ね

いたします。

最後に、美浜区の諸問題についてです。

初めに、稲毛海岸駅前交番付近の歩行者横断対策についてです。

稲毛海岸駅は、主に高洲、高浜地域などの美浜区中央エリア約２万世帯、約４万人が生活し、住民の暮らしを担う商業施設や、医療施設が集積しております。

また、美浜区民の生活の利便性を高めた、バスやタクシーなどの交通結節点となり、生活の要として重要な役割を担っております。

一方で、稲毛海岸駅周辺は、道路や交差点が複雑に設計されており、主な理由として、都市計画と構造上の要因によるもので整理できます。

都市計画上の要因として、駅や商業施設に接する駅前広場において、歩行者等を優先した地上空間の整備や、ゆとりある広場空間の確保が図られた結果、車道が分断され、湾曲した道路配置が存在すると考えられます。

また、構造上の要因として、京葉線が東西方向に走る高架橋構造となっていることから、線路を横断できる箇所が限定され、車両の進入経路も限られた道路構造となっており、このような都市計画上の構造上の特性が、現在の通行導線に影響を与えているものと考えられます。

近年地域からは、稲毛海岸駅周辺の利用に伴う安全対策の要望が増えております。

これまで、議会でも取り上げてきた、南口商業施設、住居エリアのバリアフリー化や、北口第一駐輪場付近の歩行空間の安全対策に関する、歩道の拡幅を求める要望などが寄せられており、いずれも現在進められていると承知しております。

今年度新たに、稲毛海岸駅の利用に関する要望として、稲毛海岸駅前交番に近接する一部湾曲した車道における、歩行者の乱横断による安全上の懸念があるとして、その対策が求められております。

稲毛海岸駅南口を利用者する、高洲方面からの住民は、京葉線に沿って整備された歩道または車道を、徒歩や自転車で移動し、稲毛海岸駅前交番前でＴ字路となった車道を渡り、南口駅前広場を経て駅を利用しております。

また、稲毛海岸駅前交番に近接する歩道は、歩行者や自転車が通りやすいよう、切り下げブロックとなっていることから、結果として、横断歩道のない車道を横切る乱横断につながるなど、歩行者等の安全対策が課題となっております。

近年、歩行者や自転車等が関連する交通事故の増加などを背景に、道路交通に関する法令等の改正が進められました。こうした社会環境の変化を踏まえると、美浜区の建設当時には想定されていなかった、現在の道路利用の実態や、安全に対する意識の高まりを背景としたものと受け止めております。

そこで、本市における地域要望に対する対応について伺うとともに、社会情勢の変化や市民意識の向上に伴う道路利用の安全対策をどのように進められるのか、お示しください。

最後に、黒砂水路に自動車通行可能な橋の新設について、お尋ねいたします。

黒砂水路は、美浜区内における用途地域の転換点に位置し、新港地区は、物流や工商業といった経済振興を担い、高洲・高浜及び幸町地区は、中高層住宅が集積した街区構造を画定する物理的な境界線でもあります。

こうした、異なる用途指定の転換点に位置する黒砂水路関連の地域要望は多く、これまで議会等でも取り上げてきましたが、特に黒砂橋の渋滞解消や、歩行者信号機の時間延長並びに

音響装置付信号機の設置などの安全対策に関す要望、陸閘や横引きゲートを海岸線に移設を求める防災面での要望など、多岐にわたります。

今回取り上げた、黒砂水路に自転車通行可能な新たな橋の建設要望は、平成23年にも高洲・高浜地域から同様の対応が求められておりました。

黒砂水路に面した住宅地側の道路は、千葉市地方卸売市場付近から黒砂橋までの約２キロの間、新港方面に自動車で横断できる箇所がない状況です。

黒砂橋は、新港方面に向かう右折レーンが設置され、混雑緩和対策が図られましたが、現在も、黒砂橋周辺に設置された複数の信号機の切替わりサイクルによる影響から、高洲側交差点に自動車が滞留する状況をよく目にしております。

また、黒砂橋内の直進レーンの混雑によって、接道する待機車両が、先頭車両を追い越し、右折レーンに侵入する光景も見られます。

高洲・高浜地区は、黒砂橋以外で新港方面に向かうためには、稲毛高校から稲毛海浜公園に向かう通り以外なく、プールが開かれている期間は渋滞し、大きく迂回することが強いられるため、改善は必要と考えますが、地域要望である、黒砂水路に新たな橋の建設による黒砂橋周辺地域の渋滞対策について伺います。

以上で、１回目の質問を終わります。御答弁よろしくおねがいいたします。（拍手）

○議長（松坂吉則君）　答弁願います。教育次長。

○教育次長（中島千恵君）　学習に困難を抱える児童生徒の支援についてお答えします。

まず、学習に困難を示す児童生徒の現状と、切れ目のない支援体制についてですが、昨年度の養護教育センターにおける来所相談では、10年前と比較すると、学習に関する相談の割合が23％から32％に増加しております。

また、小学校低学年においては、41％が学習に関する相談となっており、増加傾向が見られます。

幼稚園や保育所などにおいて、特別な支援を要する乳幼児につきましては、「個別の教育支援計画」の活用を含め、就学前に行っていた支援を継続できるよう、小学校への円滑な引継ぎに努めております。

入学後におきましても、その支援計画を日常の関わりや学習指導などに活用しており、学校生活において大きな変化や学習に対する困難さが見られた場合には、保護者と共に支援計画を見直しております。

一方で、小学校での学習が進むにつれ、困難さが表出する子供が見られる場合もあることから、一人一人に適した支援体制を構築するのに時間を要するケースもございます。

今後も、教職員による児童生徒の困難さの早期把握に努めるとともに、個別の教育支援計画の活用を含めた、学校と保護者、そして養護教育センターなどの関係機関との連携を図り、切れ目のない支援体制の充実に努めてまいります。

次に、確かな学力の育成についてですが、学習に困難を有する児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導と必要な支援を行うことが重要であると認識しております。

そのため、特別支援教育に関する教職員研修の充実や、教職員向けハンドブックなどの活用を通じて、教職員が児童生徒の実態に応じた支援を適切に行うことができるよう努めております。

各市立学校におきましては、例えば、読み書きの困難さを示す児童生徒に対しては、ルビ振りや文字の拡大、書字負担の軽減等の支援を行うほか、算数の困難さを示す児童生徒に対しては、方眼マスを用いて正確に筆算できるように支援するなど、一人一人の困り感や特性に応じた学習支援に努めております。

こうした取組を通じて、個々の課題に応じた支援により、確かな学力の育成につながるものと考えております。

最後に、ICT機器を活用した取組についてですが、通常の学級に在籍し、特別な支援を要する児童生徒に対しては、授業で活用できるギガタブの機能や、アプリの使い方をリーフレットなどにより、各市立学校へ周知しております。

例えば、聞き取ることに困難さのある児童生徒に対する文字起こし機能や、書くことに困難さのある児童生徒に対する音声入力機能など、個々の状況に応じたICT機器の活用を進めております。

また、今年度から運用を開始したギガタブでは、新たに児童の読み書き能力や認知特性に応じて、視覚優位の児童にはイラストや動画、聴覚優位の児童には音声や語呂合わせといった、一人一人の特性に応じた学びを提供できるアプリを導入し、活用を進めているところです。

今後も、引き続き、学習に困難を有する児童生徒に対して、ICT機器を活用するなど、基礎的環境整備の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君）　総合政策局長。

○総合政策局長（藤代真史君）　千葉市における特例を含む特定小型原動機付自転車の利活用についてお答えいたします。

まず、これまでの特定小型原動機付自転車の実証実験の成果と今後の展望についてでございますが、今年度末まで民間事業者と連携して取り組んでおります実証実験では、鉄道駅や公共施設等を発着地点とする利用形態を中心に、市民の利便性の向上や公共交通を補完する手段として機能しており、また、自転車よりも負担なく移動できるといった評価が寄せられているなど、従来の交通システムを補完する有効性が期待できるものと受け止めております。

そうした一方で、他の地域では不適切な利用が報道で取り上げられるなど、交通ルールの順守や安全性の確保に関する社会的な関心が高まっており、今後のサービスの展開には、これらの課題を十分に整理し、進めていく必要があるものと考えております。

次に、２輪車に限定しない、特例を含む特定小型原動機付自転車の利活用に関する見解についてでございますが、高齢化の一層の進展が見込まれる中で、広く市民の日常生活における移動手段の確保は重要な課題と認識をいたしております。

そうした認識のもとに、特定小型原動機付自転車につきましては、利便性の向上と安全性の確保の両立が本格実装に向けた今後のテーマであると考えますが、そうした上で、４輪等のシェアリングサービスは、車両等のコストの運用とオペレーションの難しさから、事業の継続性を担保いたします事業性をどう確保するかが大きな課題と考えております。

本市の特定小型電動機付自転車の実証実験におけます利用状況のほか、試乗会や利用者へのアンケートなどを通じまして、最終的な結果をとりまとめる中で得られた知見とともに、今後の製品、サービスの動向などを踏まえて、２輪車以外のものも含みます、特定小型原動機付自転車の利活用について整理いたしてまいります。

最後に、ITリテラシーの格差解消に向けた対策やクレジットカードを持たない潜在的利用者への対応についてでございますが、本市を含め一般に、特定小型原動機付自転車のシェアリングサービスにおきましては、スマートフォンアプリによる利用登録や決済を基本といたしており、利用にあたりましては一定のデジタル機器の操作やキャッシュレス決済への対応が必要となっております。

サービスの性質上、不正利用の防止等のために、利用者の本人確認が必要であると認識をいたしておりますが、本市実証実験では、クレジットカードを用いないキャッシュレス決済手段にも対応しているところでございます。

決済手段が利用のハードルとはならないようにいたしますことは、利用のさらなる拡大に向けた課題の一つと認識いたしており、わかりやすい利用方法の案内やサポート体制の充実とともに、引き続き、利用者のニーズを踏まえながら、利用しやすいサービス環境づくりを事業者と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君）　建設局長。

○建設局長（山田裕之君）　初めに、稲毛海岸駅前交番付近の歩行者横断対策についてお答えいたします。

地域要望に対する対応及び道路利用の安全対策についてですが、道路の交通事情は、歩行者や自動車、自転車だけでなく新たなモビリティにより移動手段が多様化したことなど、変化しているものと認識しております。

また、時とともに刻々と変化する交通量や沿道の利用環境に応じ、その変化を見極め、都度対応していく必要があると考えております。

このことから、当該要望箇所については、より歩行者の安全に配慮することが必要であるため、車両の運転者に対し、注意喚起を促す路面標示を設置することといたしております。

最後に、黒砂水路の自動車通行可能な橋の新設についてお答えいたします。

新たな橋の建設による黒砂橋周辺地区の渋滞対策についてですが、黒砂橋周辺地区の地域住民の利便性向上、また、移動環境の改善のため、黒砂橋拡幅による交差点改良や橋の新設など、様々な対策案を検討してまいりました。

検討結果といたしましては、橋の新設は、防潮堤を上越しするため、黒砂水路と並行する既存道路と高低差が生じ、擦り付け区間が必要となるものの、距離が短く縦断勾配がきつくなるため設置が困難であること、また、これを解消するため、右折立体を可能とする高架橋等を用いた他の手法は、莫大な事業費が掛かることから、現時点で新設は困難であると考えております。

このことから、地域住民の利便性向上、また、移動環境の改善を図るため、橋の新設と比べ、混雑緩和の効果が高い黒砂橋の拡幅による交差点改良を行うこととしております。

具体的には、直進車両の阻害軽減による交通の整流化や無理な交差点への進入の減少による安全性の向上のため、黒砂橋上流部の歩道を車道に改良し、左折レーンを新設することとしております。

なお、上流部の歩道につきましては、歩道分離のため黒砂橋の上流側に新たな歩行者専用の橋を架けることといたしております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君）　伊藤康平議員。

○24番（伊藤康平君）　御答弁ありがとうございました。２回目は、質問と所感も含めて要望といたします。

初めに、学習に困難を抱える児童生徒の支援について伺います。

先ほどの答弁では、一人一人の状況や課題に応じた切れ目のない支援の一つとして、ICT機器を活用した文字おこし機能や音声入力機能などの活用を進めているとあり、個々の状況に応じたさらなる環境整備を進めることが必要です。

学習障害は、読字・書字・算数など、発達特性に起因する学習上の困難を抱える児童生徒への支援は、誰一人取り残さない学びを保障するために、重層的な支援が必要です。

特に、低学年期から学習状況やつまずきを把握し、早期に必要な支援へつなげることが求められ、アセスメントで得られた情報を、担任だけではなく校内で共有し、継続的に蓄積することで、指導改善に生かすことにつながります。

相模原市では、通常学級での指導を基盤に、特別支援教育コーディネーターや校内委員会、学級指導教室、教育相談等を通じて、児童生徒の実態把握や関係機関との連携、個別の教育支援計画等を活用し、関係者間で情報を共有しながら、支援につなげる取組が行われていると伺いました。

こうした体制に加え、多層指導モデルMIMの考え方を取り入れることで、通常学級での基礎的な指導をティア１とし、つまずきのある児童生徒には、小集団での補充的指導をティア２として行い、さらに専門的・個別的な支援をティア３へつなげるなど、支援の段階を整理し、取り組まれております。

読みの早期支援に活用される多層指導モデル等を参考にしながら、個々の実態に応じた活用方法を進めることを願い、伺います。

１つに、本市では、低学年期から読み書きや算数などのつまずきをどのように把握し、情報を共有して指導や支援に生かしているのか、現状の取組についてお尋ねいたします。

２つに、多層指導モデルMIM等を参考に、段階的で切れ目のない支援を充実させる考えについて、当局の見解をお示しください。

３つに、算数の数の概念や、計算等の困難に対して、視覚教材、デジタル教材、音声教材、端末入力等を活用した指導と合理的配慮をどのように進められているのか伺うとともに、早期把握、多層的支援、ICT活用を一体的に進める考えについて伺います。

次に、千葉市における特例を含む特定小型原動機付自転車の利活用について所感を含め、要望を行います。

特例を含む特定小型原動機付自転車は、2023年７月に改正道路交通法施行により新設され、新たな技術の普及と社会的課題の解決を両立させるために、整備されたと認識しております。

答弁では、従来の交通システムを補完する有効性が期待できるとあり、実証実験結果で得られた知見を参考に課題整理を行うとのことでした。事業として取り組む際に必要と考えられることは、社会的存在意義である目的と、達成すべき定量的、定性的ゴールを設定することが必要と考えます。

例えば、本市においても、高齢化の一層の進展や、市民の日常生活における移動手段の確保が重要と認識されているのであれば、事前に客観的なデータや、対象となる当事者へのヒアリングを実施し、社会的課題の構造化とニーズを特定し、事業の目的をより明確にすることが

必要です。

また、地域コミュニティの創出や経済循環の観点を加えるなど、事業活動がどのような社会変化につながるのか、ロジックモデルを構築し、事業展開することも重要と考えます。

さらには、目標達成に向けた進捗指標である、分かりやすいKPIを設定した上で、実証実験で得られたデータを、定量的に示す最終目標であるKGIにつなげていくのか検証し、本市の移動に伴う社会課題の目標と評価を「見える化」することによって、関係部局や参画を考える主体に対して、事業スキームやルール作りなど、望ましい役割分担を図ることができるのではないかと考えます。

個人のライフスタイルは、自治体が安全なインフラを整備することで、特例も含む特定小型原動機付自転車など、移動に伴う選択肢が増えることに繋がります。実証実験で得られたデータを基に、移動に伴う地域課題の解消に期待される効果を明確にするとともに、利用状況や利便性などの効果指標を整理し、検証していくことも重要です。

その結果を地域ごとの特性や移動ニーズに反映させ、地域特性に見合ったアクセシビリティの向上につながる、具体的な計画の策定を求めます。

最後に、美浜区の諸問題については、稲毛海岸駅前交番付近の歩行者横断対策と黒砂水路に自動車通行可能な橋の新設について、それぞれ関連がありますので、まとめて所感を含めて要望といたします。

美浜区の全域は、埋立てによって造成された計画都市であり、稲毛海岸駅周辺や高洲・高浜地域など、集合住宅を主体とした住居・商業エリアと、黒砂水路を境とした産業・物流エリアとして、明確な土地利用の棲み分けがなされております。

その結果、住居・商業エリアと産業・物流エリアとでは、区画割そのものが異なり、道路網もそれぞれの土地利用に合わせた設計となっております。

他方で、棲み分けられた土地利用の結果、住宅地への大型車両の交通流入は遮断され、稲毛海岸駅をはじめとした、美浜区内の居住エリアの移動は、自転車などでも快適に通行可能な環境が整備されております。

今回取り上げた項目は、それぞれ社会情勢の変化に伴う、通行の在り方や道路網の再構築に関する地域課題であり、稲毛海岸駅周辺では、歩行者、自転車等の乱横断による安全対策の必要性や、黒砂橋に関連した交通障害に起因した、移動のしやすさに関する橋の新設を求める要望が上がっております。

建設当初は、その時代に即した都市計画に基づき整備された社会インフラも、新たな法整備や、生活様式の変化に伴う矛盾が生じており、多様な移動と暮らしを支えるニーズにどのようにして追従していくのか、問われております。

稲毛海岸駅周辺の安全対策については、答弁にもある、注意喚起の路面標示を実施することと、横断歩道の設置が可能なのかを含め、関係機関との協議を行い、対策を講じるよう要望いたします。

また、黒砂水路の新たな橋の整備については、平成24年第１回定例会の私の質問に対して、黒砂橋の黒砂水路下流側に、新たな歩道橋を設置するとし、歩車分離対策が図られました。
答弁では、新たに、黒砂橋に左折レーンと、黒砂水路上流部に歩行者専用の橋を設け、混雑解消に努める対策が示されました。

今後の対策については、橋の新設を求める地域への丁寧な説明と理解を得ながら、改良後

も、継続的な検証と交通状況や混雑状況を十分に見極めていただきたいと思います。

その上で、黒砂橋に接道する道路の在り方を含めて検討するとともに、黒砂橋、黒砂水路の占用地の活用も含め、地域の交通利便性と安全性の向上につながる対策が講じられるよう要望し、二回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（松坂吉則君）　教育次長。

○教育次長（中島千恵君）　２回目の御質問にお答えします。

学習に困難を抱える児童生徒の支援についてお答えします。

まず、つまずきの把握と現状の取組についてですが、日常の授業や学習活動の様子、小テストや単元ごとの確認テストの結果などを通して、担任を中心に児童一人一人の理解度や困り感の把握に努めております。

把握したデータや情報につきましては、特別支援教育コーディネーターを中心とした、校内委員会等においてアセスメントを行い、必要に応じて、個別の教育支援計画の策定や支援の方法を検討するなど、組織で共有し対応しております。

その上で、校内委員会等で検討した支援方法につきましては、授業で実践を行い、児童の変化を捉えながら、支援の段階やよりよい支援を考えております。

次に、段階的で切れ目のない支援についてですが、多層指導モデルMIMの考え方は、児童の読みのつまずきを早期に把握し、専門的、個別的な支援を段階的に行う取組として有効であると認識しております。

本市におきましても、今年度から、児童の読み書きに関わる認知特性を把握し、一人一人の特性に応じた学びを提供できるアプリを導入いたしました。

今後、この取組を進めていくとともに、日頃から担任と特別支援教育コーディネーター等が情報を共有し、教職員と関係機関がつながることで、段階的で切れ目のない支援の充実に努めてまいります。

最後に、視覚教材等を活用した指導や合理的配慮、一体的な進め方についてですが、数の概念や計算等の困難に対しましては、図や数直線、方眼マスなどの視覚的な教材を用いるほか、デジタルや音声による情報提示、端末への入力方法の工夫などの方法がありますが、それらを個々の児童生徒の特性に応じて、必要な指導を行うよう合理的配慮の提供に努めております。

今後も、早期の課題把握を起点として、一人一人の実態に応じた指導、支援とICTの活用を一体的に進めることで、児童生徒が自分に合った方法で学ぶことができ、学習上の困難の改善につながる環境の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君）　伊藤康平議員。

○24番（伊藤康平君）　御答弁ありがとうございました。３回目は、所感も含め、要望といたします。

学習に困難を抱える児童生徒の支援についてです。

学習障害等の発達上の課題は、成長に伴い学習面でのつまずきとして顕在化しやすく、適切な対応の遅れは、自己肯定感の低下や学校に馴染めず不登校につながる恐れが懸念されます。

養護教育センターにおける来所の相談では、10年前に比べ、学習に関する相談が増加傾向にあり、特に小学校低学年においては、41％が学習に関する相談となっていることや、小学校での学習が進む過程で、困難さが表出するケースもあるとされ、段階的で切れ目のないさらな

る支援の充実は重要と考えております。

本市では、一人一人の特性に応じた学びのアプリの導入や、計算等の困難に対しては、方眼マス等の視覚的な教材を用いるほか、ICTの活用を一体的に進める取組がなされていることが確認できました。

これらの取組の効果を検証するとともに、併せて、５歳児健診の導入による早期発見と就学前の支援の充実を図り、そして、就学後の義務教育機関における多層指導モデルMIM等を活用した、学習支援を一体的に進めることで、子供の学力向上につながる可能性が広がると考えます。

本市におかれましても、つまずきを早期に把握し、専門的、個別的な支援を段階的に行う多層指導モデルMIM等の教材を導入し、さらなる確かな学力向上に努められるよう要望いたします。

また、少子化が進む中であっても、特性を持つ子供は増加傾向にあることから、教員や指導員など削減することなく、一人一人の特性や可能性に寄り添い、それぞれが輝きをもって学びに向き合い、学ぶ意欲を高められる教育指導体制の構築が図られますよう求め、一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君）　伊藤康平議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。45番・米持克彦議員。（拍手）

〔45番・米持克彦君　登壇、拍手〕

○45番（米持克彦君）　皆さん、おはようございます。自由民主党千葉市議会議員団の米持克彦です。

台風26号は、明け方から日中にかけて千葉に再接近のようです。長雨で地盤が緩んでいますので、油断大敵です。

まず、令和８年８月の千葉豪雨により尊い命を失われた方々に対し哀悼の意を表しますとともに、今回の災害に甚大な被害を受けた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

東京は、なんと35日間連続雨で記録を更新しています。一日も早く被災された地域の復旧、復興が着実に進むことを、心より祈念申し上げます。

それでは、通告に従い質問を行います。

初めに、長雨が続く昨今ですが、災害時における水の確保と備えについて、お伺いいたします。

私たちの暮らしは、長雨に関わらず、水なしには成り立ちません。日常生活では、当たり前のように感じますが、長雨に関わらず、大規模な災害が発生すれば、状況は一変します。地球上の水のうち、人が実際に利用しやすい水は、僅か0.01％に過ぎないとされています。非常に限られた貴重な資源である水が、蛇口をひねれば当たり前に出てくるわけですが、災害時には、普通どおり水が使えないことが想定されます。平常時から、災害時の水の確保に備えることは重要です。

災害時は、飲み水と生活水を分けて考えなければなりません。飲み水は生命維持に直結し、１人１日３リットルが目安とされ、本市ではペットボトルの備蓄に加え、学校等に蛇口付き受水槽、給水車などで確保することとしております。

一方、生活水は、洗濯や清掃、トイレなど用途が広く、必要量の積算も容易ではありません。その生活水の柱が井戸であります。

本市では、小学校等58か所、うち１か所は休止中でありますが、非常用井戸を設置し、井戸付き耐震性貯水槽を13か所整備、さらに、市民の御協力による防災井戸協力の家を99か所指定しております。

従来は飲み水としての利用も想定されていましたが、災害時には水質が変化し、飲み水には適さない可能性がある等との理由で、令和７年４月からは、その用途を飲み水から生活用水へ変更したと承知しております。

在宅避難で真っ先に困るのがトイレであります。断水や排水管の損壊により、水洗トイレは使えなくなり、我慢して飲食を控えれば、健康を損ないます。可燃ごみとして処理できる携帯トイレは極めて有効な備えであり、その有用性と備蓄促進の考え方については、確認しておきたいと思います。

そこで、３点お伺いいたします。

１点目に、本市における災害時の水の確保の現状について。

２点目に、災害時の生活用水確保を支える井戸の役割について。

３点目に、災害時に水が使えない場合の家庭でのトイレの対策について、お聞かせください。

次に、固定資産税の課税についてお伺いいたします。

固定資産税の収納額は年々増加傾向にあり、令和７年度の決算資料によりますと、固定資産税と都市計画税を合わせた収納額は、過去最高となる893億円に上り、市税収入全体の約40％を占めております。

税収が増えている背景には、地価の上昇や、中央区や美浜区を中心とした高層建築物の増加、企業による設備投資の拡大などがあろうかと思われますが、一方で、納税者にとっては、税負担の増加でもあります。

特に、土地と家屋にかかる固定資産税については、納税者が納めるべき税額を行政が決定する賦課課税方式が用いられており、公平な課税が前提となっていることは言うまでもありません。

算定に当たっては、現地調査のほか、様々な資料を参照した上で、慎重に作業は進めていただいているかと思いますが、算定された評価額が正しいかどうか、一般の納税者にはわかりづらいのが現状です。

そこで、２点お伺いいたします。

１点目に、土地と家屋にかかる固定資産税の評価額の算定方法について。

２点目に、固定資産税評価額の算定にあたり、公平性を確保するためにどのような措置を講じているのか、お聞かせください。

また、固定資産税の課税対象は、土地と家屋の他に償却資産があります。償却資産の課税は、土地や家屋と異なり、納税者から課税客体となる固定資産を申告いただき、行政が賦課決定を行っていますが、課税の公平性を確保するためには、行政による適切な課税客体の把握が不可欠です。

そこでお伺いいたします。

償却資産の課税について、課税客体を適切に把握するため、どのような取組を行っているのか、お聞かせください。

次に、ふるさと納税についてお伺いいたします。

先日、新聞記事でふるさと納税に関する記事を拝読しました。そこには、本市が経費を抑えてふるさと納税を集めた自治体としては第１位となっていましたが、これは大口の寄附があったため、結果として経費率が抑えられたものと伺いました。

ふるさと納税制度は、都市間競争が強調されがちですが、私はこれを単なる財源の奪い合いと捉えるのではなく、本市の魅力を広く全国へ発信し、都市の活力を維持するための貴重な自主財源を積極的に獲得していく好機と捉え、攻めの姿勢をさらに強めていく必要があると考えております。

本市が有する都市としての魅力や、取り組んでいる施策を積極的に発信し、千葉市を応援したいと思っていただける方を増やしていくことが重要であります。

今般の豪雨災害におきましては、多くの方々から温かい御支援をいただいていると伺っております。

一方で、昨今、国による制度改正や基準の厳格化が相次いでなされており、各自治体は経費の算定や返礼品の調達などにおいて、さらなる適正化を迫られている現状であります。将来的に、ふるさと納税の経費率を、現在の５割から４割としなければなりません。

本市は、大口寄附があったことから経費率が低く抑えられていますが、寄せられた寄附金と、可能な限り多く市政に活用し、健全な制度運営を堅持するため、国の動向に適切に対応し、効率的な運用を図る必要があります。

また、全国の寄附者が本市を選び、託してくださった大切な寄附金をどのように活かすかも、自治体の姿勢が問われるところであります。

そこで、３点お伺いいたします。

１点目に、本市における近年のふるさと納税の受け入れ状況、並びにそのうち、大口寄附の状況について。

２点目に、経費率の現状と、経費率削減に向け、どのように取り組んでいくおつもりなのか。

３点目に、これらの貴重な寄附金の使途について、お聞かせください。

最後に、マンション再生についてお伺いいたします。

千葉市では、昭和30年度以降、公営住宅や旧住宅公団、現在のUR都市機構、民間の大手デベロッパーなどにより、大規模な宅地開発が進められてきました。

特に、昭和40年代の高度経済成長期には、東京のベッドタウンとして急速な人口増加に対応する多くの住宅団地が計画的に整備されました。これらの住宅団地内の人口は、約36万人であり、市民の３人に１人以上が住宅団地に居住しています。

その中には分譲マンションも多く含まれており、現在も多くの市民にとって貴重な住居形態となっております。

特に、美浜区には多くのマンションが立地していますが、地価や建設費の高騰などの影響から、新規の建設は少ない状況となっています。

こうしたことから、今後は既存のマンションを適切に維持し、できる限り長く活用するとともに、必要に応じて再生を進めていくことが、ますます重要になるものと考えます。

また、本年４月に施工された改正マンション関係法では、マンションの再生について、従来の建て替えに加え、建物・敷地の一括売却など、多様な手法が整備され、再生の円滑化が図られています。

そこで、２点お伺いいたします。

１点目に、本市のマンションの現状、特にマンションが多く立地する美浜区の現状をどのように認識しているのか。

２点目に、今回の法改正を踏まえ、マンションの状況に応じた再生をどのように促進していくのか、お聞かせください。

以上で１回目の質問を終わります。御答弁をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（松坂吉則君）　答弁願います。危機管理監。

○危機管理監（相楽俊洋君）　災害時における水の確保と備えについてお答えいたします。

まず、本市における災害時の水の確保についてですが、飲料水につきましては備蓄のペットボトル水や受水槽の活用、給水車などによる応急給水に加え、民間事業者との災害時応援協定や、国などからの支援など、複数の手段を組み合わせて確保することとしております。

また、生活用水につきましては、非常用井戸や井戸付き耐震性貯水槽、防災井戸などを災害時に活用することとしております。

次に、災害時の生活用水確保を支える井戸の役割についてですが、大規模災害による断水時におきましても、井戸はトイレや洗濯、清掃など、地域で避難生活を維持するための生活用水が確保できる、重要な手段と考えております。

また、防災井戸は、市民や町内自治会、事業者等が所有する井戸を、災害時に近隣の方々に利用していただく共助の仕組みであり、地域における生活用水の確保に重要な役割を担うものとしております。

今後も、防災井戸の指定拡大に努めるとともに、災害時に円滑に活用していただけるよう、制度や所在地、防災井戸の利用方法など、さらなる周知を図ってまいります。

最後に、災害時に水が使えない場合での家庭でのトイレ対策についてですが、災害時、断水や排水管の損壊等で、自宅の水洗トイレが使用できなくなる場合に備え、各家庭において携帯トイレを備蓄していただき、実際に体験しておくことが肝要です。各家庭での携帯トイレの備蓄が進むよう、避難所開設運営訓練で実際に携帯トイレの使い方などを体験していただくほか、市民向けの研修会、動画やパンフレットなどを通じて、周知啓発をはかっております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君）　財政局長。

○財政局長（勝瀬光一郎君）　初めに、固定資産税の課税についてお答えします。

まず、土地と家屋にかかる固定資産税評価額の算定方法についてですが、土地につきましては、国土交通省が公表している地価公示価格などを参考に評価額を算定しております。

具体的には、地価公示地点をはじめとする市内の標準となる土地、約2,000か所の宅地の鑑定評価を行い、評価から求めた価格を基準として、主要な道路１平方メートル当たりの路線価を設定し、個別の土地の形状などを考慮した補正を行った上で評価額を算定しております。

また、家屋につきましては、国で定めた固定資産評価基準を用いて評価額を算定しております。

具体的には、評価地点における資材価格や人件費を用いて、同様の家屋を新築した場合に必要となる建築費を算出した後、築年数に応じて経年劣化に伴う補正を行うことで評価額を算定しております。

次に、固定資産評価の公平性を確保するための措置についてですが、土地につきましては、

市内の標準となる約2,000か所の鑑定にあたり、専門の知見を持った不動産鑑定士22名を固定資産鑑定評価員として選任して、鑑定評価を実施しております。

さらに、隣接する地域間で不合理な価格差が生じないよう、鑑定評価員相互による価格の調整を行い、その結果を路線価に反映させることで、評価の均衡と公平性の確保に努めております。

家屋につきましては、総務省が定める全国統一の固定資産評価基準に基づいて評価を行うことで、木造や鉄骨造などの構造の違いや、タイルや畳などの仕上げ方法の違いなどによる価格差を評価額に適切に反映し、地域や担当者による評価のばらつきを防ぎ、公平性の確保を図っております。

次に、償却資産の課税客体を適切に把握するための取組についてですが、償却資産につきましては、市内に事業所を開設した法人の情報や、新築登記物件の情報を、税務システムから抽出したり、店舗の営業許可等の情報を共有している庁内関係課からリストを取り寄せたりすることで、新たに償却資産を取得した可能性のある事業者や、未申告事業者を捕捉し、調査を実施しております。

また、申告書が提出された事業者については、職員が税務署に出向き、国税の固定資産台帳と申告書の内容に齟齬がないか、確認するなどの調査を実施し、課税客体の適切な把握に努めております。

次に、ふるさと納税についてお答えします。

まず、近年のふるさと納税の受け入れ状況と、そのうち大口寄附の状況についてですが、ふるさと納税としての個人寄附金額については、令和５年度が17億円、６年度が11億円、７年度が22億円となっております。

そのうち、１件１億円以上の大口寄附金額については、５年度が14億円、６年度が６億円、７年度が15億円となっております。

また、今般の千葉豪雨に伴う災害支援寄附金については、発災後の８月18日から募集を開始しており、９月25日時点で、全国の個人・企業などの皆様から約１億１千万円の御支援をいただいているところでございます。

次に、経費率の状況と削減に向けた取組についてですが、昨年度は、返礼を要さず、経費のかからない大口の寄附をいただくことにより、経費率は全国平均の47.9％を大きく下回る、15.6％となっております。

一方で、この大口寄附を除いた経費率は47.6％となっており、国の制度改正に対応するため、さらなる削減が必要な状況であると認識しております。

本年５月に、総務省がふるさと納税ポータルサイト運営事業者に対し、速やかに手数料の引下げを行うよう要請したことに呼応し、本市におきましても７月に事業者に対し、手数料引下げの要請を行うなど、経費の削減に向け取り組んでいるところでございます。

今後も、ふるさと納税にかかる経費の削減を進め、皆様からいただいた寄附金を、より多く、市政の発展に活用できるよう努めてまいります。

最後に、寄附金の使途についてですが、本市では、寄附を受入れる際に、寄附者の御意向を適切に反映するため、福祉・子育て支援や、子供の教育・参画推進、スポーツの振興など、15のメニューを御用意してございます。

昨年度における受入額上位のメニューは、市政全般への寄附が５億円、福祉・子育て支援

が５千万円、子供の教育・参画推進が４千万円、などとなっております。

また、大口の受け入れについては、困難な状況にある子供や若者を支援するため、新たに基金を設置したところでございます。

皆様から寄せられた貴重な寄附金につきましては、寄附者の方が選択された分野の財源として、大切に活用させていただくとともに、活用した事業につきましては、市ホームページで公開するなど、透明性の確保に努めております。

また、多くの御支援を賜っている災害支援寄附金につきましては、被災された方々への支援や、災害復旧事業に活用させていただきます。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君）　都市局長。

○都市局長（高峯聡一郎君）　マンションの再生についてお答えします。

まず、市全体体及び美浜区のマンションの現状認識についてですが、本市には、約11万６千戸のマンションがあり、そのうち美浜区には約４万３千戸あります。

また、美浜区のマンションのうち、築40年以上の高経年マンションは約１万８千戸で、区全体の約43％を占めております。

こうした高経年マンションにおいては、建物の老朽化への対応に加え、区分所有者の高齢化や管理組合の役員の担い手不足などにより、管理組合の活動に支障が生じることが課題であると認識しております。

なお、今年度、市内のマンションの実態を把握するため、高経年マンションを含め、管理組合の運営状況や建物の維持管理状況について、調査を実施しているところです。

最後に、マンションの状況に応じた再生の促進についてですが、マンションの再生に当たっては、建物の状況や区分所有者の意向、費用負担等を踏まえ、建て替えだけでなく適切な修繕による長寿命化や、建物・敷地の一括売却、建物を取り壊した上での敷地売却など、それぞれのマンションに適した手法を比較・検討することが重要であると考えております。

また、管理組合が早い段階からその情報を共有し、再生等の方向性について合意形成をはかっていくことが求められます。

本市では、マンションの再生等を検討する管理組合に対し、マンションの現状調査や老朽化の判定、区分所有者の意向調査、再生等方法の検討などに要する費用の一部を補助する分譲マンション再生等合意形成支援制度を実施しております。

また、建て替えなどの様々な御相談に応じるため、アドバイザー派遣や分譲マンション相談会を実施するとともに、市ホームページやセミナー、出前講座等を通じた、情報提供にも取り組んでおります。

今後も、国の動向や先行事例などを参考に、管理組合がそれぞれのマンションの状況に応じた再生等の手法を適切に選択できるよう、マンション管理組合の支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君）　米持克彦議員。

○45番（米持克彦君）　２回目は意見、要望を申し上げます。

初めに、災害時における水の確保と備えについてです。

２点ほど、現状を踏まえた上で要望いたします。

１点目は、地域の実情に応じた生活用水の確保であります。

防災井戸協力の家の拡充に加え、平時から所在地を知っておくことが重要ですが、御存じない市民も多いことと思います。

また、町内自治会や団地などが保有している井戸についても、災害時に生活用水として活用できる可能性があります。

こうした地域に存在する井戸についても、災害時に活用できる井戸として、把握しておくことが必要であると考えます。それぞれの地域の実情を踏まえて、生活用水が確保されるよう取り組んでいただくことを要望いたします。

２点目は、携帯トイレの啓発についてであります。

水を流さずに使え、可燃ごみとして処分できる携帯トイレは、在宅避難においても最も現実的な備えであります。各家庭での備蓄が着実に進むよう、分かりやすい啓発に一層取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、固定資産税の課税についてです。

固定資産税は、国や県にはない市町村独自の税目であり、景気の動向に左右されにくく、安定した税収を見込むことができる、市町村にとって、非常に貴重かつ重要な税目です。

今後、千葉市が100万人都市として一層の発展を遂げていくためには、施策実施の原資となる税収の確保が不可欠ですが、納税者の御理解なくしては安定した税収の確保は成り立ちません。当局におかれましては、課税の公平性を損なうことがないよう、引き続き、評価の精度向上や課税客体の把握に努めていただくとともに、納税者に寄り添った分かりやすい説明を心掛けていただきたいと思います。

私見ですが、固定資産税は市町村独自の税目で、国が、この安定した税目を何としてでも国へ少し吸い上げたいと、いわゆる狙っているというふうに聞いております。そういう意味においては、固定資産税は、本当に市町村で独自のいい税目ですので、一つ、今後とも、この税収の確保に頑張っていただきたいと思っております。

次に、ふるさと納税についてです。

寄附金額は順調に増加しており、皆様から多くの寄附をいただき、本市の発展に活用されていることが確認できました。

とりわけ、続けて大口の寄附をいただいており、私はこうした志をお持ちの市民の方々が潜在的に多く存在しているのではないかと推察しております。

私の知っている方の中にも、公共のためになると分かっている寄附ならば、進んで寄附したいという方もおられます。寄附の文化の定着をさせた方がいいのではないかと思っております。この世の中には、かなり裕福な方がおられますので、公共のためならばぜひともやりたいというのは私の近くにもかなりおられますので、この、寄附という文化を定着させた方がよいと思っております。

ふるさと納税は、貴重な自主財源を確保するための重要手段であることは論を待ちません。だからこそ、現状に甘んじることなく、他都市の優れた事例を研究するなどし、寄附をさらに呼び込むための新たな方策の検討を、不断に進めていただきたいと考えております。

本市には、全国に発信できる魅力が数多くあると確信しております。こうした魅力を寄附につなげるとともに、大口の寄附者や企業などにも働きかけ、あらゆる手立てを講じて、積極的に寄附獲得へ邁進されることを要望いたします。

最後に、マンション再生についてです。

マンションの現状や、それぞれの状況に応じた再生を進めていく考えについて、御答弁をいただきました。

また、市においてもアドバイザー派遣や相談会、セミナーなどを通じて、マンションの再生について、情報提供を行っているとのことでした。

マンションは、区分所有者がたくさん存在していることから、再生に向けた合意形成に多くの時間を要します。

さらに、修繕に長寿命化を図るのか、建て替えるのか、或いは売却など別の手法を選択するのか、その判断には専門的な知識も必要となります。

特に、建設費が高騰している現在、建て替えだけを前提とするのではなく、早い段階から建物の状況を把握し、管理組合や区分所有者が複数の選択肢を比較しながら、将来の方向性を検討できる環境を整えることが重要です。

そこで、市には、今回実施しているマンション実態調査の結果に加え、築年数などの基礎的な情報も活用しながら、高経年マンションの状況を的確に把握していただきたいと思います。

その上で、管理組合への積極的な情報提供や相談体制の充実、専門家の関係機関との連携など、マンションの再生に向けた様々な支援を検討していただくことを、要望いたします。

現実には、美浜区で、マンションの再生計画がありますが、なかなか実現には至りません。非常に多くの時間を必要としますので、今からこういうマンション再生の啓蒙をしていく必要があると思います。よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君）　米持克彦議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。７番・黒澤和泉議員。（拍手）

〔７番・黒澤和泉君　登壇、拍手〕

○７番（黒澤和泉君）　皆様、こんにちは、無所属の黒澤和泉です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、幕張新都心の将来像と次世代モビリティについて伺います。

幕張新都心は今、新しく生まれ変わる転換期にあると考えています。空室などの課題を、新たな企業や人材を呼び込み、分野を超えたつながりと対話から、新しい事業や価値を生み出す機会へと変えていくことが重要です。

まず、幕張新都心まちづくり将来構想の実現に向けて、今後まちづくりの基本的な方針を策定することで、幕張新都心をどのようなまちにしていこうとしているのか伺います。

また、現在の幕張新都心が持つ強みや資源をどのように認識し、今後、どのような企業や研究機関などに幕張新都心の街づくりに参画してもらいたいと考えているのか伺います。

次に、新たな企業等から、幕張新都心における新しい事業やまちづくりについて提案や投資の意向が示された場合、市としてそれらをどのように受け止め、具体的な取組につなげていく考えなのか伺います。

次に、次世代モビリティについてです。

運転者を必要としないレベル４の自動運転が実用化され、その範囲が広がれば、必要なときに車が玄関先まで迎えに来て、目的地まで連れて行ってくれます。運転も駐車場探しも、家族や誰かに送迎を頼む必要もなくなってきます。

これは、単に運転が楽になるという話ではありません。高齢者や障害のある方、免許を持

たない方、子供など、一人では移動しにくかった人も、自分の意思で移動できる社会につながります。

そこで、将来にわたり、先端技術等を活用し、市民が必要なときに必要な場所へ移動できる環境をどのように確保していくのか伺います。

また、自動運転技術について、他者の送迎に頼らずに移動できる可能性を広げる技術としての認識について伺います。

最後に、民間事業者等から千葉市内で実証や社会実装に取り組みたいとの提案があった場合、市としてどのように受け止めるのか。

また、幕張新都心をはじめとする千葉市を、自動運転の実証や社会実装のフィールドとして積極的に活用してもらいたいと考えているのか、伺います。

次に、幕張海浜公園Ａブロック内の新アリーナの整備、運営について伺います。

新アリーナについて、施設の所有、管理運営の仕組み、市と事業者との役割分担はどのようになっているのか。

また、民間事業者が管理運営を担う場合において、市は周辺住民の生活環境や安全の確保について、どのような責任を担うと考えているのか伺います。

また、住民説明会等で寄せられた地域住民の意見や懸念について、市としてどのように把握し、要求水準書の策定や事業者選定等の過程において、どのように取り扱ってきたのか。

また、今後の実施契約や具体的な運営にどのように反映していくのか伺います。

次に、開業後、地域住民から寄せられる意見や苦情について、どのような体制で把握し、運営改善につなげていくのか。

また、市と事業者との協議やモニタリング等について、どのような仕組みを予定しているのか伺います。

最後に、周辺住民の生活環境等に重大な影響が生じた場合、市は事業者に対してどのような対応を求めることができるのか。

また、改善を求めても十分な対応がなされない場合、市が段階的に講じることのできる措置について、最終的に取り得る措置も含めて伺います。

次に、市営駐輪場の利用料金と管理運営について伺います。

昨年の料金改定では、労務単価の上昇や物価高騰による収支不足が理由とされました。

私は当時、具体的な根拠が充分に示されない一方、負担だけを先行させるべきではないとして反対しました。その後、新たな管理手法の内容や費用が明らかになってきたことから、改めて確認します。

料金改定前の年間利用料金収入と、改定後に見込んだ年間利用料金収入、その際、利用者数・利用回数をどのように見込んでいたのか伺います。

また、新たな管理手法における年間の管理運営費の総額と、現地係員等、コールセンター・システム・設備等、警備・機械保守・修繕等の金額をそれぞれ伺います。

次に、現行管理手法と新たな管理手法における現地作業人員の業務内容と、一日当たりの配置人数をそれぞれ伺います。

また、現行管理手法における業務統括者の人数と、新たな管理手法における統括責任者、統括副責任者、エリア責任者の人数、時間単価及び年間配置日数を伺います。

併せて、これらの時間単価は市が算定したものか、事業者から示された見積単価なのか伺

います。

また、土地賃借料の平成26年度と令和６年度の実績額、料金改定時に見込んだ令和13年度の金額を伺います。

次に、料金改定の理由として労務単価上昇や物価高騰の影響が示されていましたが、光熱水費などのその他経費について、料金算定上どのように見込んでいたのか伺います。

最後に、料金収入、委託費、人員配置、土地賃借料等の詳細な積算は、料金改定の条例案を議会に提出した時点で既に行われていたのか伺います。

最後に、体育館における空調設備の在り方について伺います。

Yohasアリーナでは、一般の専用利用について空調利用料金が全面免除されています。

一方、学校体育館開放事業では、空調使用時に実費相当額を利用団体が負担し、使用するかどうかも利用者の判断とされています。

そこで伺います。

スポーツ施設やコミュニティセンターの体育館の空調設備について、本市は現在どのような位置づけとしているのか。

また、熱中症の危険性が高い場合を含め、空調を使用するかどうかの判断を誰が行い、室温や暑さ指数などに基づく稼働基準を設けているのか、現在の運用とその考え方を伺います。

次に、学校体育館開放事業において、空調使用時に実費負担を求めている理由と、料金負担を理由に空調の使用を控える可能性について、市はどのように認識しているのか伺います。

また、学校体育館開放事業において、少人数の団体や財政的に余裕のない団体と、大人数あるいは費用負担に余裕のある団体との間で、空調を利用できる環境に差が主じる可能性について、公平性の観点からどのように考えているのか伺います。

以降は質問席にて質問を行います。御答弁よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（松坂吉則君）　答弁願います。総合政策局長。

○総合政策局長（藤代真史君）　幕張新都心の将来像と次世代モビリティについてお答えをいたします。

まず、まちづくりの基本的な方針の策定により描く、幕張新都心の将来イメージについてでございますが、幕張新都心まちづくり将来構想では、これまで培ってまいりましたまちの特性を新規性・先端性、多様性、都市経営の観点から、相互に連携をさせ、ここにしかない新しさが生まれるまちとして発展させていくイメージを示しました。

これを踏まえまして、今後概ね10年程度を見据えるまちづくりの基本的な方針では、より、まちづくりの方向性の解像度をあげ、新アリーナ整備や千葉マリンスタジアムの再構築などを契機に、多様な民間事業者による投資や参画を一層促進いたしますとともに、自動運転等先端技術の社会実装に向けた取組を推進し、人材・企業・投資が集まり、新たな価値創造が次の投資や挑戦につながっていく好循環を生み出していくことで、幕張新都心の持続的な、そして、さらなる発展を目指してまいりたいと考えております。

次に、幕張新都市の強みや資源の認識と、これを踏まえて今後参画してもらいたい企業等に関する見解についてでございますが、幕張新都心の強みは、職・住・学・遊の複合機能が高度に集積している点にあります。

特に、幕張メッセ、マリンスタジアム等、多様な集客・交流資源が生み出す遊、遊ぶと書きまして遊の機能はまちの個性であり、今後これらを周辺の施設・機能と結びつけ、幕張新都

心全体での魅力と価値を高めることが重要と考えております。

そこで、マリンスタジアム再構築などを契機にいたしまして、スポーツエンターテインメント、MICEを核としながら、関連産業や人材育成・研究開発機能、新技術の創出・実証を担う企業など、多様な主体企業の参画を促し、まちの強みと結びつけることで、新たな価値の創出へつなげてまいりたいと考えております。

次に、新たな企業などからの提案や投資の意向があった場合への対応についてでございますが、新しさが生まれるまちを目指す幕張新都心では、こうした新たな提案や投資がまちの発展の原動力となりますため、積極的に受け止め、立地企業や関係機関と調整いたし、まちづくりの取組へと適切に反映していくことが必要と考えております。

また、多くの提案や投資を誘引、呼び込むための取組も必要と認識いたしており、既存の企業立地施策やコネクテッドセンター千葉、幕張新都心まちづくり協議会などの活用も含めまして、まちづくりの基本的な方針の策定を通じて、検討を深めてまいります。

次に、将来にわたる、先端技術等も活用した市民の移動環境の確保についてでございますが、高齢化や担い手不足などにより、従来の公共交通ネットワークの維持が困難な状況となっている中で、自動運転やデマンド型交通などの新たな技術やサービスを組み合わせ、地域の移動需要ニーズに柔軟に対応いたし、将来にわたって確保いたす仕組みを、いかに構築していくかが課題であると考えております。

こうしたところを踏まえまして、本市ではこれまで、先端技術の分野におきまして、幕張新都心を中心に、自動運転バスや特定小型原動機付自転車などの実証実験に取り組んできたところであり、これらは多様なニーズへの対応手段の一つとなり得るものと考えております。

今後もこれまで同様、技術開発や関連する制度の動向を注視いたしますとともに、事業者と連携いたし、安全性や事業性に十分留意しながら、将来の社会実装に向けて取り組んでまいります。

次に、他者の送迎に頼らずに移動できる自動運転技術の可能性についてでございますが、自動運転技術は、地域公共交通の確保・維持に資するだけではなくて、高齢者や障害のある方をはじめ、自動車・自転車を運転することが困難な方の移動の選択肢を広げる可能性を有しており、将来的には、移動というもののコストを大幅に低減させ、社会やまちづくりの在り方にまで影響してくる、重要な技術であると認識をいたしております。

最後に、民間事業者から自動運転サービスの実証・実装等に係る提案があった場合の対応についてでございますが、本市は平成28年１月の国家戦略特区指定時に、幕張新都心を中核とした近未来技術実証・多文化都市の構築を掲げまして、幕張新都心を実証フィールドとするなど、ドローンや自動運転等に係る民間事業者の実証実験を支援いたし、近未来技術の活用に向けて取り組んでまいりました。

今後とも、幕張新都心をはじめ市内をフィールドといたします実証実験や、新たな事業提案に対しまして柔軟かつ迅速に対応いたしますとともに、より一層そうした提案がなされやすい環境づくりを進め、近未来技術の社会実装に向け、民間事業者などと積極的に協力、連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君）　市民局長。

○市民局長（市倉秀子君）　初めに、幕張海浜公園Ａブロック内の新アリーナの整備・運営に

ついてお答えいたします。

まず、施設の所有・管理運営の仕組みや市と事業者の役割分担、周辺住民の生活環境や安全確保に関する市の責任についてですが、施設につきましては、事業者が整備を行い、竣工後、本市へ寄附される予定であり、受納に当たりましては、公共施設等運営権を設定するとともに、運営事業者を指定管理者として指定することが条件となっております。

施設の管理運営につきましては、運営期間を70年間とし、事業者が独立採算により運営するとともに、日常的な維持管理費用に加え、大規模修繕に要する費用についても、事業者が負担することとなっております。

また、周辺住民の生活環境や安全の確保につきましては、施設管理者として十分に配慮すべきものと考えており、適切な施設運営が行われるよう、事業者に求めることとしております。

次に、地域住民の意見の把握とその取扱及び今後の反映についてですが、施設の管理運営に当たり、あらかじめ想定される周辺地域への影響や懸念事項への対応を要求水準書に反映させるとともに、住民説明会等において寄せられた御意見につきましても考慮したうえで作成しております。

今後も、住民の御意見を踏まえ、より実効性のある対策を事業者や関係者と協議するとともに、地域住民の皆様と継続的な対話を通じて、具体的な施設運営に反映してまいりたいと考えております。

次に、開業後の地域住民からの意見等の把握と運営改善への反映、市と事業者との協議やモニタリング等の仕組みについてですが、要求水準書において、近隣からの苦情や要望等については、事業者が適切に対応するとともに、必要に応じて本市へ報告することとしております。

また、運営開始後は、本市と事業者との間で会議体を設置し、施設の運営状況や実績を評価するとともに、運営上の課題について協議を行うこととしております。

加えて、外部有識者等で構成する第三者機関から専門的・客観的な助言を受け、その内容も踏まえながら、継続的な運営改善につなげてまいりたいと考えております。

次に、周辺住民の生活環境等に重大な影響が生じた場合に、市が事業者に求める対応や講じる措置についてですが、施設の運営等が要求水準書において求める内容に満たない場合につきましては、その程度に応じて是正レベルを３段階に区分し、是正指導等を行うことを契約で定めることとしております。

また、事業者による必要な措置が講じられない場合には、是正レベルに応じて、是正指導や業務停止等の措置、最も重大な場合には、契約を解除することができることとするなど、事案の内容やその影響の程度、事業者の対応状況に応じて段階的に必要な措置を講じることとしております。

次に、体育館における空調設備の在り方についてお答えします。

まず、空調設備の位置づけ、使用の判断、稼働基準における現在の運用とその考え方についてですが、本市におきましては、スポーツ施設やコミュニティセンターの体育館の空調設備を標準設備として位置づけてはおりません。

また、空調設備の使用につきましては、複数の方が同時に利用している土気あすみが丘プラザ体育館を除き、利用者の判断のもとで運用しております。

空調設備の稼働につきましては、競技種目や利用実態が多様であるため、室温の暑さ指数による一律の基準は設けておりません。

次に、体育館の空調使用時における実費負担に関する認識についてですが、空調設備の運転に伴い、電気やガス料金の経費が発生することから、受益者負担の考えに基づき、利用団体の皆様に実費相当額の御負担をお願いしております。

また、空調料金を確認し、空調の使用時間を検討する団体もございます。

最後に、空調を利用できる環境に差が生じる可能性についてですが、受益者負担の考え方に基づき、空調運転にかかる実費相当分を御負担いただくことは、一定の合理性があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君）　建設局長。

○建設局長（山田裕之君）　市営駐輪場の利用料金と管理運営についてお答えいたします。

まず、料金改定前の年間利用料金収入と、改定後に見込んだ年間利用料金収入、その際の利用者数・利用回数についてですが、料金改定前の年間利用料金収入は、定期利用が、約４億円、一時利用が、約１億9,000万円、合計約５億9,000万円となっております。

改定後の年間利用料金収入の試算額は、利用者数と利用回数共に、改定前と同数であると見込み試算し、定期利用が、約５億3,000万円、一時利用が、約２億9,000万円、合計約８億2,000万円となっております。

次に、新たな管理手法における年間の管理運営費の総額と、現地係員等、コールセンター・システム・設備等、警備・機械保守・修繕等の金額についてですが、現地係員等の現地管理業務が、約２億2,000万円、コールセンター・システム・設備等の運用関連業務が、約１億5,000万円、警備・機械保守・修繕等の保守管理業務が、約１億5,000万円、管理運営費の総額は、年間約５億2,000万円となっております。

次に、現行管理手法と新たな管理手法における、現地作業人員の業務内容と１日当たりの配置人数についてですが、現行の管理手法では、現地での受付業務、一時利用の自転車の整頓業務、定期利用の管理業務などのため、約170人を配置しております。

新たな管理手法では、DX化に伴い現地での受付業務や一時利用の自転車の整頓業務がなくなること、また、定期利用の管理業務が効率化することなどにより、約60人の配置としております。

また、統括業務人員、時間単価及び年間配置日数等についてですが、現行管理手法では、４人を配置しており、時間単価は、平均約1,500円、年間配置日数は、約280日です。

新たな管理手法では、駐輪場に常駐する人員の大幅な削減が図られる一方、統括業務の配置体制を強化する必要があり、統括業務の人員は、統括責任者１人、統括副責任者１人、エリア責任者４人の、計６人を配置することとしております。

時間単価は、事業者の見積単価を参考に、市が決定したものであり、平均約2,500円、年間配置日数は、平均約340日です。

人員ごとの時間単価と年間配置日数の内訳は、統括責任者が、4,100円、240日、統括副責任者が、2,600円、360日、エリア責任者が、2,100円、360日です。

次に、土地賃借料の実績額と、料金改定時に見込んだ金額についてですが、実績額は、平成26年度が、約１億1,000万円、令和６年度が、約１億2,000万円となっております。

また、料金改定に当たり、収支を算定した期間の最終年度となる13年度は、約３億円と試算しております。

次に、光熱水費など、その他経費を、料金算定上どのように見込んでいたのかについてですが、光熱水費などのその他経費は、管理運営費用の全体額に対し、占める割合が極めて小さく、全体への影響額は軽微であることから、物価上昇分を見込んでおりません。

最後に、料金収入、委託料、人員配置、土地賃借料等の詳細な積算は、料金改定時点で行われていたのかについてですが、料金改定を検討するに当たっては、これらを積算した上で、管理運営費の収支見込を算定する必要があったことから、当然ながら、改定前に行っております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君）　黒澤和泉議員。

○７番（黒澤和泉君）　それでは、再質問を行います。

まず、市営駐輪場についてです。

料金改定時点で既に詳細な積算を行っていたのであれば、なぜ料金改定の審議の際に、その積算内容を議会に示さなかったのか伺います。

また、責任者等の時間単価について、事業者から示された見積単価を、市としてどのように検証し、妥当と判断したのか伺います。

次に、現行の業務統括者が担っている業務は、新たな管理手法ではどのように変わるのか。また、DX化によってどの業務が減り、どの業務が増えるため、統括責任者、統括副責任、エリア責任者という体制が必要になるのか伺います。

最後に、実際の土地賃借料が料金算定時の見込みを下回った場合、その実績をどのように検証し、今後の利用料金に反映していくのか。

また、実際の必要経費が想定を下回った場合には、利用料金の引下げを含めて見直す考えがあるのか伺います。

次に、体育館の空調についてです。

空調料金を確認し、空調の使用時間を検討する団体もあるとのことですが、料金負担が空調の使用に影響していることを市としても認識しているということでよいでしょうか。

その上で、熱中症の危険性が高い場合も含め、料金負担によって空調の使用が抑制される可能性のある現在の運用で、市民の安全を十分に確保できると考えているのか伺います。

また、実費負担を求めること自体の合理性ではなく、少人数の団体や財政的に余裕のない団体と、大人数あるいは費用負担に余裕のある団体との間で、安全な環境で活動できるかどうかに差が生じることについて、公平性の観点から市はどのように考えているのか伺います。

○議長（松坂吉則君）　建設局長。

○建設局長（山田裕之君）　２回目の質問にお答えします。

市営駐輪場の利用料金と管理運営についてお答えいたします。

まず、積算内容を議会に示すことについてですが、収支不足が生じることから行う料金改定の説明に当たっては、多岐にわたる業務の積算内訳を個々にお示しすると、煩雑で分かりづらくなるため、収入と支出の総額をお示しし、御説明いたしました。

次に、責任者等の時間単価について、本市でどのように検証したかについてですが、当該責任者が担う業務内容や責任の程度、他の従事者との単価のバランスを確認するとともに、東京23区や近隣政令市での同様の業務実績を参考に、価格水準の妥当性を確認するなど、総合的に検証したうえで、単価を決定しております。

次に、新たな管理手法により統括業務がどのように行われるのか、また、DX化によって、統括責任者や副責任者など体制が必要になる理由についてですが、新たな管理手法では、DX化により、定期利用や一時利用に関する受付業務や、現金収納業務等を担う、常駐の人員が削減されます。

また、増加する業務といたしまして、市職員が行っていた、業務間の連携や現場への指示の一括管理、システムによる情報の一元管理などがあります。

これらを包括的に管理することが不可欠であることから、指揮系統や責任の所在を明確にした体制を構築する必要があります。

最後に、実際の土地賃借料の必要経費が見込みや想定を下回った場合の対応についてですが、利用料金については、原則５年ごとに見直しの検討を行うこととしておりますが、土地賃借料を含め、管理運営にかかる全体の必要経費の収支に大きな差が生じた際には、必要に応じて、料金改定を検討することといたしております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君）　市民局長。

○市民局長（市倉秀子君）　体育館における空調設備の在り方についてお答えいたします。

まず、料金負担が空調の使用に与える影響に関する認識と、市民の安全確保についてですが、学校の体育館については順次整備を進めているところであり、空調の有無にかかわらず、利用団体に対しては、安全に活動できるよう、こまめな水分・塩分補給、活動時間や運動強度の調整、暑さ指数に基づく活動判断など、複数の熱中症対策について呼び掛けを行っております。

空調が整備済の体育館において、空調料金を考慮し、空調の使用時間を検討する団体があることは認識しております。

この場合であっても、利用者が必要に応じて、適切に判断し、安全に活動していただいているものと考えております。

最後に、公平性についてですが、利用団体の規模や活動内容、運営状況等は様々であることは承知しておりますが、受益者負担の考え方に基づき、全ての利用団体に対し、空調設備を使用いただける環境を提供しており、利用団体ごとの公平性に配慮した運用を行っております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君）　黒澤和泉議員。

○７番（黒澤和泉君）　最後に、意見要望を申し上げます。

まず、幕張新都心の将来像と次世代モビリティについてです。

御答弁では、多様な企業や人材、研究機関等の参画を促し、新たな提案や投資も積極的に受け止めていくとの考えが示されました。

幕張新都心には、企業、商業施設、住宅、大学、幕張メッセなど、様々な主体が一つのまちに集まっています。だからこそ、新しいアイデアや技術を、実際に働く人、暮らす人、訪れる人がいるまちの中で試し、その効果や課題を確かめながら、次の事業へとつなげていくことができます。この強みを、もっと生かしていくべきです。

新しいことをやってみたい，新しい技術を実証したいと考える企業や研究機関が、真っ先に千葉市、そして幕張新都心を思い浮かべる。そのようなまちを目指したいと思います。その一つが、自動運転です。

移動は、通院や買い物のためだけのものではありません。働くこと、学ぶこと、人に会うこと。移動できるかどうかは、人生の選択肢そのものに関わります。

自動運転は、誰かに送ってもらわなければ出かけられないという制約を小さくし、高齢者や障害のある方、免許を持たない方など、一人一人の移動の自由を広げる技術になり得ます。

そして、新しい技術を社会に根付かせるには、国の制度整備を待つだけでなく、地域の中で実際に使い、この技術で生活がこう変わるという未来を、目に見える形で示すことも大切です。その積み重ねが、次の技術開発や投資、制度の見直しを後押しし、社会実装を加速させる力になります。

まず幕張新都心で未来を先に形にし、そこで得た知見や成果を、移動に課題を抱える市内の地域へと広げていく。それが、市全体の暮らしを良くすることにつながると考えます。ぜひ、御答弁で示された前向きな姿勢を、市外に向けても積極的に発信してください。

千葉市には、新しいアイデアを持ち込める。幕張新都心なら、それを実際のまちの中で試すことができる。そう思ってもらえるよう、幕張新都心の強みを生かし、新しい企業、人材、技術、投資を呼び込んでいただきたいと思います。

新しいことに挑戦するなら、千葉市、幕張新都心へ。市外からもそう注目され、次々と新しい挑戦が生まれるまちづくりを要望します。

次に、新アリーナについてです。

新アリーナは、民間の資金やノウハウを活用することで、市の財政負担を抑えながら整備・運営できるという大きなメリットがあります。

一方で、そのメリットと、地域への影響に対する市の責任とは、分けて考える必要があります。

完成後、新アリーナは千葉市が所有する公共施設となります。運営を民間が担っても、最終的な責任は市にあります。

御答弁では、住民の意見も考慮して要求水準書を作成し、今後も継続的な対話を通じて施設運営に反映していくとのことでした。

しかし、近隣の方々からは、気が付いたときには、アリーナができることが決まっていた，説明を受けたときには、既に様々なことが決まっていて、自分たちの意見がどこまで反映されるのか分からないという声も、複数伺っています。

事業について説明することと、住民の意見が実際に事業へ反映される仕組みがあることは、別のことです。

もちろん、全ての意見をそのまま計画に反映することはできません。しかし、地域に大きな影響を及ぼす公共施設である以上、住民が意見を伝える機会があり、その意見がどのように検討され、どう扱われていたのかが分かることが、信頼の土台になると考えます。

開業後も、苦情や要望を事業者だけが受け止めるのではなく、地域住民が市にも直接意見を届けられる仕組みを明確にしてください。

その上で、交通、騒音、ごみ、治安、人の流れなど、運営によって周辺の生活環境に重大な影響が生じた場合には、市が事業者に必要な改善を求めてください。

そして、改善されなければ、是正指導、業務停止、最も重大な場合には契約解除まで、今回示された措置を段階的に、実際に機能させることが必要です。

住民の声を受け止めることから、必要な改善を求め、その結果を地域に返すことまで、市

が責任を持って関わる。アリーナがまちの魅力や活力を高めることと、周辺で暮らす方々が安心して生活できること。この二つを両立させるためにも、そうした仕組みを確実に整えていただくよう要望します。

次に、市営駐輪場についてです。

まず、料金改定時の説明についてです。

今回の答弁で、光熱水費などのその他経費には物価上昇分を見込んでいなかったこと、そして、料金収入や委託費、人員配置、土地賃借料などの詳細な積算が、料金改定の前に既に行われていたことが明らかになりました。

であれば、労務単価の上昇や物価高騰とひとくくりに説明するのではなく、どの経費がどの程度増えるのかを、具体的に示すべきだったと考えます。

市民に新たな負担をお願いする際には、判断に必要な主要な積算を示し、実際の料金算定の中身と一致する説明をしてください。それが、負担をお願いする側の責任だと考えます。

次に、新たな管理体制についてです。

新たな管理手法では、現場の人員や業務が大幅に減る一方で、統括する側の体制は手厚くなります。なぜ統括側を増やす必要があるのか。私は、素直に疑問を感じています。

積算が済んでいた料金改定の時点で、人員配置や単価、配置日数まで議会に示されていれば、その合理性を審議の中で検証できたはずです。

市民に負担増を求める以上、人件費が上がるという説明だけでなく、予定していた人員削減や新たな人員配置まで含めて示すべきでした。

今後は、人数や役割、配置日数が実際の業務量に見合っているのかを市としてしっかり検証し、その結果を次回の委託仕様に反映してください。

最後に、土地賃借料についてです。

土地賃借料は、平成26年度の約１億１千万円から、令和６年度は約１億２千万円と、10年間で約１千万円の増加でした。

一方、料金改定時には、令和13年度に約３億円、今後７年間で約2.5倍にまで増えると試算されていました。

これほどの大きな増加を前提に市民の利用料金を設定したのであれば、その見込みが実際にどうだったのかを、必ず検証する必要があります。

土地賃借料や管理運営費が想定を下回った場合、あるいはDX化によってさらに経費を削減できた場合には、その成果を利用者に還元してください。

料金は、一度上げたら終わりではありません。将来の経費増を見込んで料金を上げたのであれば、見込みと実績に大きな差が生じたときには、引下げも含めて見直すのが筋です。

導入後の実績を継続的に検証し、その結果を次回の委託仕様と利用料金の両方に反映していただくよう要望します。

最後に、体育館の空調設備についてです。

市は、料金を確認した上で空調の使用時間を検討する団体があることを認識しているとのことでした。つまり、料金の負担が、空調を使うかどうかの判断に、実際に影響しているということです。

また、公平性については、全ての団体が同じ条件で利用できることをもって、配慮しているとのことでした。

しかし、同じ条件で利用できることは、平等ではあっても、それだけで公平とは言えないと思います。同じ料金であっても、少人数の団体と大人数の団体、財政的に余裕のある団体とそうでない団体とでは、一人一人にかかる負担の重さが違います。大切なのは、同じ条件を示すことだけでなく、誰もが安全な環境で活動できることなのではないでしょうか。

私は、公共施設の利用に受益者負担を求める考え方そのものを否定するものではありません。しかし、市民の命や健康を守るための安全対策まで、料金負担と利用者の判断に委ねてよいのかは、別に考える必要があります。

Yohasアリーナでは、指定管理者の提案により、一般の専用利用の空調利用料金を全額免除しており、今後の運用の参考になると思います。学校体育館を含め、設備はあるのに料金を理由に十分に使われない、ということがあってはなりません。危険な暑さのときには、必要な空調がきちんと稼働すること。そのための市民負担をできる限り抑えること。そして、安全確保の観点から、市としての基本的な考え方を整理していただくことを要望します。

以上、４つの項目について申し上げました。

今回取り上げたテーマは、自動運転のようなこれからの技術から、アリーナ、駐輪場、体育館の空調といった日々の暮らしに直結するものまで、多岐にわたります。

しかし、どの事業や制度にも共通して大切なのは、何をつくったか、何を導入したかで終わらせるのではなく、それによって市民の暮らしが本当に良くなっているのかを確かめ続けることだと思います。

新しい取組には、積極的に挑戦する。一方で、市民の負担や安全、地域の影響については、事実に基づいて検証し、必要であれば制度や運用を見直していく。そして、誰もが安心して暮らせる千葉市へとつなげていく。そのような市政であることを求め、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君）　黒澤和泉議員の一般質問を終わります。

議事の都合により、暫時休憩といたします。

午 前 11 時 50 分 休 憩

午 後 １ 時 ０ 分 開 議

○副議長（川合隆史君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。３番・茂呂一弘議員。

〔３番・茂呂一弘君　登壇、拍手〕

○３番（茂呂一弘君）　皆さん、こんにちは。公明党千葉市議会議員団の茂呂一弘です。

令和８年８月千葉豪雨並びに台風25号でお亡くなりになられた方に哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に対し心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い生活再建をお祈りいたします。

また、懸命な復旧作業や罹災証明書の発行などの災害関連業務に従事されている市職員並びに関係者の皆様に、心より感謝を申し上げます。しばらくはハードな業務を余儀なくされると思いますが、どうか皆様御自身の安全確保と健康維持に努めながら、復旧作業等に従事していただければと思います。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

初めに、市所有施設のトイレについて質問します。

人間生活にとって欠かせないトイレ。近年は、災害時におけるトイレの確保が喫緊の課題となっており、国や自治体、民間団体などで、様々な取組が行われております。

また、一昔前と比較すると、駅や公共施設のトイレが大分きれいになったという印象を受けます。もちろん、まだまだ改善するべき点はありますが、トイレに対する世間の関心が高まっていると認識します。

トイレへの関心としては、近年、大規模集客施設などにおける女性用トイレの行列問題が報道などでクローズアップされています。私自身も、例えば、比較的大きな駅や空港、イベント会場などで、女性用トイレに行列が生じているのを度々見かけたことがあります。

国土交通省が、令和８年６月に取りまとめたトイレの便器数に係る基準と適用のあり方に関するガイドライン、以下、単にガイドラインと申します、には、トイレの行列に関して、令和７年に実施した調査結果が掲載されております。

スライドを御覧ください。ガイドラインに掲載されている国土交通省による調査結果の一部を抜粋いたしました。トイレの利用に当たって、行列に並ばなければならないことに対して、不便・不満・不安を感じていると回答した人の割合は、駅では女性で55.2％、男性35.3％。駅以外の交通施設では、女性47.2％、男性23.5％。大規模商業施設では、女性47.4％、男性17.7％と、いずれも女性の割合が高くなっています。なお、今回の調査結果は、約10年前の調査と比較して、増加または横ばいとなっております。

そもそも、女性用トイレの行列は、なぜ発生するのか。

まず、男女間でトイレの使用時間に差があることがあげられます。ガイドラインに掲載の平均占用時間を見ますと、男性小用で30秒、女性で90秒との記載があります。トイレの使用時間は、トイレ自体の環境や、使用する人の状況により影響を受けると思われますが、一般論として、男性よりも女性の方が長いことは間違いないと思われます。

さらに近年は、洋式化をはじめとして、トイレの快適性が向上し、特に、個室における平均占用時間が長期化している、との記載もあります。

スライドを御覧ください。ガイドラインに掲載されているグラフを表示いたしました。内容は、駅のトイレの個室内における用足し以外の目的での利用に関するアンケート調査の結果です。身だしなみを整える、化粧、着替えは女性の方が多い一方で、スマホやタブレットの使用は、女性2.1％に対し男性9.5％と男性の方が多く、これはトイレの快適性が向上した影響とも考えられます。

なお、用足し以外はしないの項目では、女性28.7％に対し男性42.9％と男性が女性を大きく上回っており、トイレの使用目的について、男女間で差があることがうかがえました。

このグラフは駅のトイレに関する調査結果ですが、大規模商業施設を対象にしたアンケートでも、ほぼ同様の結果が出ております。

さて、これまではガイドラインに記載されている事項を中心に、トイレの待ち時間、占用時間等に関する現状を述べてまいりました。本市においても、大規模なイベントが行われるスポーツ施設、及び文化施設を所有しておりますが、本市の施設においてもガイドラインに掲載された調査結果と同じような傾向なのか、まずは本市の状況を確認いたしたく、そこで伺います。

１点目、大規模なイベントが開催されるポートアリーナや、千葉公園総合体育館などのスポーツ施設、及び市民会館などの文化施設の、トイレに関する市民からの意見や要望などにつ

いて。

２点目、特に女性用トイレに関する市民からの意見や要望などについて。

以上、お聞かせください。

次に、熱中症対策を含む夏場の異常高温対策について質問します。

本年は、８月11日に統計史上初めて茨城県南部に上陸した台風15号をはじめ、８月13日の千葉豪雨、さらに台風25号と、８月中旬以降は例年になく雨や曇りの日が多かったものの、８月上旬までは例年同様非常に暑い日が続いたと実感しています。

我が会派では、これまで、熱中症対策に関する質問を複数回実施。私自身も過去２回、一般質問で取り上げました。熱中症に関する知識、対策は、市民に大分浸透してきたと思われ、街では日傘を使用する人が増え、通勤通学時に日傘を使用する男性や小中高校生を多く見かけるようになりました。

日傘以外では、多くの人がハンディファンを活用。熱中症に対する備えが充実していると実感します。

一般質問を重ねる中で、本市が行ってきた熱中症対策としては、市ホームページの特設ページや市政だよりなどの媒体の活用をはじめとする周知啓発活動と、クールスポットの開設・運営に注力してきたと認識しています。

本市の熱中症対策に関する取組は定着してきておりますが、一方で、夏場の異常な高温は来年以降も続くと思われ、年々新たな方策を講じていくことも必要であると考えます。

そこで伺います。

１点目、熱中症に関する周知啓発活動におけるこれまでの取組と、令和８年度において特に注力した取組について。

２点目、クールスポットの取組において、令和８年度に特に注力した取組について。

３点目、周知啓発活動、及びクールスポット以外の、令和８年度の新たな取組について。

以上、お聞かせください。

３番目に、下水道管路のメンテナンスについて質問します。

令和７年１月28日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受け、本市は同年１月30日から２月５日にかけて、下水道管路施設に対する緊急点検を市独自に実施。その後、国土交通省からの実施要請に基づく下水道管路の全国特別重点調査を令和７年度中に実施いたしました。

調査は優先実施個所9.35キロメートル、優先実施個所以外32.98キロメートルで実施。調査の結果は、原則１年以内に対策を実施する緊急度Ⅰの対象はなく、応急措置を実施した上で５年以内に対策を実施する緊急度Ⅱは、優先実施個所で計0.62キロメートル、優先実施個所以外で計0.51キロメートルとの判定でした。緊急度Ⅱの区間は、今年度から工事に着手する予定となっております。

昨年度実施した全国特別重点調査について、国土交通省が公開している調査内容を確認すると、デジタル技術も活用して調査を実施することが示されています。

八潮市での陥没事故の際、下水管内で有毒な硫化水素が発生し、捜索活動の障害となったことなどが背景にあると思われます。

デジタル技術の活用に関して、本市では、令和７年５月に管径約５メートルの宮崎雨水貯留幹線で、ドローンを活用した管路内点検を実施したと認識しております。

点検をはじめとする下水道管路のメンテナンスは、管路へ内の立ち入りなど、作業に伴う

安全面の課題があると認識されている中、特に危険が想定される箇所における、ドローンの活用は有効と思われます。

そこで伺います。

令和７年５月に実施した宮崎雨水貯留幹線でのドローンを活用した管路内点検の成果と、明らかになった課題についてお示しください。

以上で１回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。（拍手）

○副議長（川合隆史君）　答弁願います。市民局長。

○市民局長（市倉秀子君）　市所有施設のトイレについてお答えいたします。

まず、トイレに関する意見・要望についてですが、千葉ポートアリーナや千葉市民会館では、老朽化しているのできれいにしてほしい、洋式化してほしい、トイレの数を増やしてほしいなどの御要望がございます。

最後に、女性トイレに関する意見・要望についてですが、特定の大規模イベント開催時における待ち時間の長さや、便器数の不足に関する御意見をいただいております。

例えば、昨年行われたバレーボールネーションズリーグや、バスケットボールアルティーリ千葉の試合時においては、女性用トイレで20人を超える列が見られる場面もございました。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君）　保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君）　熱中症対策を含む夏場の異常高温対策についてのうち、所管についてお答えします。

熱中症に関する周知啓発の取組についてですが、遮光カーテンの利用や通気性のよい衣服の着用、保冷材や冷たいタオルなどで体を冷やすなどの暑さを避ける方法や、こまめな水分・塩分補給などの熱中症予防に関する知識と対応方法について、市政だよりや市ホームページなどによる周知啓発に取り組んでおります。

今年度は、関心をより高めていただくため、熱中症予防啓発のうちわを作成し、保健福祉センターなどの公共施設で配布しております。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君）　環境局長。

○環境局長（堺　逸樹君）　熱中症対策を含む夏場の異常高温対策についてのうち、所管についてお答えします。

まず、クールスポットの取組についてですが、市民が暑さから避難・休憩できる施設を４月から10月までクールスポットとして開設しております。

図書館や公民館などの公共施設105か所、郵便局やドラッグストアなどの民間施設169か所を指定しており、多くの施設は熱中症警戒アラートが発表されていない日も利用可能となっております。

また、クールスポットをより多くの方に利用していただけるよう、市ホームページやＳＮＳにおいて制度の周知を行うとともに、指定施設に専用ステッカーを掲示しているほか、今年度より市ホームページから指定施設の位置情報を確認できるようにするなど、利用者の利便性向上に取り組んでおります。

最後に、令和８年度の新たな取組についてですが、屋外での暑さ対策として、ミストファンを１台購入し、市が関わるイベントの開催時に一時的な涼をとっていただけるよう、運用を

開始しております。

また、多くの人に熱中症に関する正しい知識を身につけていただくため、熱中症対策アンバサダー講座を活用しており、対象として、市職員やクールスポット施設管理者に加え、今年度から脱炭素推進パートナー企業を追加しております。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君）　建設局長。

○建設局長（山田裕之君）　下水道管路のメンテナンスについてお答えいたします。

ドローンを活用した管路内点検の成果と課題についてですが、昨年５月、全長1.5キロメートル、管径５メートルの大口径管路で、中間部に約90度の曲線部を有している宮崎雨水貯留幹線を対象として、ドローンを活用した点検を行ったところでございます。

この成果といたしましては、直線部は660メートルを安定して飛行できること、目視が困難であった管頂部において、10センチメートルまで接近して点検が可能であることが確認できました。

また、課題といたしましては、飛行に必要となる通信電波が直線的に伝わる性質であることから、曲線部において通信が遮られ、その先の飛行が困難であること、ドローンに搭載したカメラで撮影した画像からクラックの有無は確認できたものの、損傷度合いを判別するために必要なクラック幅をミリ単位で計測できないことが確認されたところでございます。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君）　茂呂一弘議員。

○３番（茂呂一弘君）　御答弁をいただきましてありがとうございました。

これから２回目の質問を行います。

まず、市所有施設のトイレについて伺います。

いただいた御答弁から、トイレに関する市民からの要望としては、老朽化対応、洋式化、増設が挙げられていること。特に、女性用に関しては、大規模イベント開催時における待ち時間、数の不足について意見・要望があることから、本市においてもガイドラインに記載されている全国的な傾向と同じであると理解いたしました。

スライドを御覧ください。市所有施設のうち、特に大規模イベントが開催される集客施設を選定し、トイレの数についてまとめてみました。

老朽化対応と洋式化について、古い施設は和式が相当数残ってはいるものの、洋式化は相応に進行していると考えられます。なお、便器の数に関して、女性用トイレの数が50％を超えたのは美浜文化ホールのみであり、全国の例に漏れず、女性用トイレが明らかに不足していると認識しました。

さて、ガイドラインでは各種調査結果を基に、トイレに関する大きく２点の対応指針が示されました。

１点目は、便器数の基準と適用のあり方について。

２点目は、行列改善に向けた取組についてです。

便器数の基準については、男女の性差を踏まえ、トイレの待ち時間が平等になるように、原則として、利用者が概ね男女同数である施設においては、女性便器数が男性便器数以上となる基準とすること。この男性便器数というのは、大便器と小便器の合計となりますが、というふうに定められております。

適用の在り方については、トイレを設計する際の指針として、同じ用途の施設であっても、トイレの利用のされ方が大きく異なる点を挙げ、各施設の特性に応じた調整を行うとともに、利用の実態調査などに基づく客観的データも用いて検討することを求めています。
行列改善に向けた取組としては、便器の増設以外の方法についても、実例を交え複数示されております。

本市においては、今後、市民会館、マリンスタジアムをはじめ、大規模施設の新設や改修が見込まれておりますが、トイレの行列に関する不便・不満・不安を解消するために、ガイドラインに則した整備をする必要があると考えます。
そこで伺います。

国土交通省より、女性用トイレの行列改善に向けた対応指針が示されましたが、対応指針に対する本市の捉え方、考え方、及び今後の取組についてお聞かせください。

次に、熱中症対策を含む夏場の異常高温対策について伺います。

まず、周知啓発活動について、令和８年度は啓発グッズを追加して、さらなる周知啓発に努めたこと、クールスポットについては公共施設、民間施設合わせて計274か所と、年々増加していると理解しました。

特に、民間施設が郵便局、ドラッグストアを中心に169か所を数えたことは、市当局の御尽力と共に、開設に御協力をいただいている事業者の皆様に感謝申し上げたいと思います。市ホームページへのマップの掲載も、昨年の一般質問で求めてきたことが形になり、非常に喜ばしく思います。

さらに、ミストファンを１台購入されたことも、会派としての要望事項に対する大いなる前進と受け止めました。ぜひ、様々な場面で有効活用していただき、効果の認識、並びに周知に努めていただければと思います。

熱中症対策を継続的に取り上げてきた中で、顕在化した課題もあります。

室内でのエアコン未使用による熱中症患者の救急搬送が、令和７年は87人と、熱中症全体の搬送者659名の13％を占め、住居内での搬送者211名に対しては41％を占めています。

一般的に、エアコン未使用による熱中症は高齢者に多いとされておりますが、今後増加すると想定される独居の高齢者層への周知啓発が課題と考えます。

事業者による熱中症対策が法律で義務化され、本市においては、本年第２回定例会の一般質問で岡崎議員が取り上げた通り、本市職員に対する職場における熱中症対策に、既に取り組んでいると理解しています。

一方で、市内の事業者において適切な対策が講じられるよう、対応が可能な範囲で本市から周知啓発することも必要と考えます。

クールスポットは、令和６年度の147か所から274か所と、127か所増加しました。倍増に近い増加ですが、今後も増やしていくのか、それとも質の向上を図るのかを確認したいと思います。

地球温暖化の進行に伴う夏場の異常高温は、もはや不可避であると考えられます。ここで街中における異常高温対策を積極的に実施している神戸市の代表的な取組を紹介したいと思います。

スライドを御覧ください。神戸市で撮影した街路樹と、街路樹にかけられたプレートを映しています。神戸市では、2023年度からこうべ木陰プロジェクトを実施。街中において日射を

遮断するために、街路樹の活用など、自然由来の木陰の効果に着目し、樹木を中心とした木陰づくりを進めています。また、夏の暑さに対する陰や緑の大切さを広く知ってもらうための普及啓発も行っています。

次のスライドを御覧ください。街路樹が植樹できない箇所には、自動で開閉するスマートシェードや、パラソル型日よけの設置を進めるなど、新技術も活用した多様な陰を創出しています。

さらに、市内17か所にミストシャワーを設置しているほか、座面が電気で冷たくなるクールベンチを１か所に設置。熱くない舗装を８か所に施工していることに加え、既存の公園噴水もフルに活用して、快適な都市環境の整備に取り組んでいます。

本市においても、熱中症対策をはじめとする夏場の異常高温対策については、従来の取組を継続しつつ、さらに一歩踏み込んだ取組が必要と考えます。

そこで伺います。

１点目、熱中症に関する周知啓発活動における今後の取組について。

２点目、クールスポットに関する今後の取組について。

３点目、地球温暖化が進行する現代において、夏場の異常高温は今後も厳しくなることが想定される中、本市として今後取り組むべき対策について。

以上をお聞かせください。

３番目に、下水道管路のメンテナンスについて伺います。

宮崎雨水貯留幹線でのドローンを活用した管路内点検において、直線部における安定飛行と、目視が困難な管径約５メートルの管頂部の点検が可能であると確認できたことが成果とのことでした。やはり、人による点検が困難な箇所で威力を発揮すると理解しました。

一方で、曲線部における電波の制約や、画像からの詳細な計測には改善の余地ありと認識しました。今後の技術革新に期待したいと思います。

本市は、国土交通省が下水道管路メンテナンスの高度化などを目的として公募する上下水道一体化確信的技術実証事業、以下AB-crossプロジェクトと言います、本市と民間企業４社で構成する共同研究体として応募。本年３月31日に採択を受けました。

AB-crossプロジェクトは、上下水道における様々な課題の解決を目的とした革新的技術について、普及可能性の検討、技術・性能の確認を行いながら、効率的かつ効果的な技術を開発・普及を促進するもので、本市が参画するプロジェクトでは、ドローンを活用した実証事業が展開されます。

話は変わりますが、本年７月23日、下水道法等の一部を改正する法律、以下改正法」と言いますが交付されました。改正法の概略版を確認すると、点検区分の細分化や作業の高頻度化などに関する記述があり、改正法の施行後は、点検業務に必要となる人員やコストの増加が想定されます。

下水道関連のメンテナンスのうち、特に今後の点検業務においては、作業時の安全確保に加えて、改正法の施行後に想定される作業負担の増加に対応することが必要と考えます。

そこで伺います。

１点目、AB-crossプロジェクトに参画した狙いと今後の予定について。

２点目、今後の下水道管路の点検・調査方法に関する取組について。

以上、お聞かせください。

以上で、２回目の質問を終わります。１回目に引き続き、御答弁をよろしくお願いします。

○副議長（川合隆史君）　答弁願います。都市局長。

○都市局長（高峯聡一郎君）　２回目の御質問にお答えします。

市所有施設のトイレについてお答えします。

対応指針に対する本市の考え方、及び今後の取組についてですが、国が示したガイドラインは、女性用トイレの待ち時間の改善や、男女を問わず誰もが快適に利用できるトイレ環境の整備を考える上で、本市の今後のトイレ整備においても参考にすべきものと考えております。

今後、新たに市有施設のトイレの整備を計画する際には、国のガイドラインや事例集を参考とするとともに、類似施設における利用実態、混雑状況なども踏まえ、男女それぞれの待ち時間の平準化や利便性の向上に配慮して、適切な便器数、及び配置を検討してまいります。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君）　保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君）　熱中症対策を含む夏場の異常高温対策についてのうち、所管についてお答えします。

熱中症に関する周知啓発の今後の取組についてですが、市ホームページ、ＳＮＳなどによる啓発を引き続き実施するとともに、公共施設のデジタルサイネージの活用など、多様な媒体を通じた周知に努めてまいります。

また、高齢者など、特に配慮が必要な方へ情報が届くよう、関係機関とも連携しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君）　環境局長。

○環境局長（堺　逸樹君）　熱中症対策を含む夏場の異常高温対策についてのうち、所管についてお答えします。

まず、クールスポットに関する今後の取組についてですが、クールスポットの利用は外出時の暑さ対策の一つとして有効と考えており、引き続き周知に努めるとともに、協力していただける施設が市内各所に広がっていくよう募集を継続するほか、環境施策に関心のある施設と話をする機会を捉え、クールスポットへの協力を積極的に働きかけてまいります。

最後に、本市として今後取り組むべき対策についてですが、地球温暖化の進行に伴う気温上昇に対しては、緩和と適応の両面から取り組むことが重要と考えております。

具体的には、緩和の取組として、脱炭素に向けた省エネ化や再エネ化を市民、事業者と共に進めつつ、適応の取組としてクールスポットやミストファンなどにより、市民の日々の活動を支えると同時に、熱中症特別警戒アラート発表時には不要不急の外出を控えていただくなど、気候の状況に応じて柔軟に行動を選択していただくために必要な環境整備や効果的な情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君）　建設局長。

○建設局長（山田裕之君）　下水道管路のメンテナンスについてお答えいたします。

まず、AB-crossプロジェクトに参加した狙いと今後の予定についてですが、下水道管路におけるドローンを活用した点検の高度化や、持続可能な維持管理の実現に向け、技術の開発や

普及促進に貢献することを目的に参画したものです。

今後は、引き続き、本市の下水道管路で実証を行うとともに、通信距離の拡大を図るため、電波の広がりを抑え、より遠くまで届くアンテナに改良すること。また、クラック幅を計測できる機能を向上させるため、搭載されたカメラの高解像度化や照明性能を高めるなど、機体の改良・開発を進める予定でございます。

これに加え、ドローンで撮影した画像から管路の劣化状況を診断するAI技術の開発を進める予定としております。

最後に、今後の下水道管路の点検・調査方法に関する取組についてですが、管路の状態を把握するための点検については、新たに点検時期を迎える大口径の雨水管路を対象に、宮崎雨水貯留幹線で実施した成果を踏まえ、ドローンを活用した点検を今年度から行う予定でございます。

また、管路の損傷度合いを把握するための調査に関しまして、調査のスピードアップやコスト縮減を図るため、既に導入している管路内を広角に撮影できる広角展開カメラを、引き続き活用してまいります。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君）　茂呂一弘議員。

○３番（茂呂一弘君）　１回目に引き続き、丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございました。

３回目は意見と要望を申し上げます。

まず、市所有施設のトイレについて申し上げます。

本市では、今後、市所有施設のトイレの整備を計画する際に、国のガイドラインや事例集を参考に、適切な便器数、及び配置を検討するとの御答弁でした。

今後、新設や改修が見込まれる施設においては、計画、設計の段階で、トイレの利用実態、詳細な利用予測に基づき、トイレの整備を適切に実行することを要望いたします。

一方で、既存の施設において、トイレの改修は難易度が高い工事であることは認識しておりますので、行列の解消、及び軽減に向けた様々な工夫をしながら、適切な運営をしていただければと思います。

スライドを御覧ください。便器の増設以外の方法によるトイレの行列改善策の事例を示しています。一例でございますけれども、かなり手の込んだ内容もございますので、例えば、そこまでしなくとも、女性の参加が数多く見込めるイベントを開催するときに、一時的に男性用トイレを女性用に代用することも１案かと考えます。

我が会派は、国において、トイレの混雑が女性の健康への悪影響につながるとの観点を踏まえ、2026年度予算の概算要求に向けた政府への提言で、劇場・音楽堂などにおけるトイレの混雑緩和に向けた対応を要請しました。

今後ますます女性の社会進出が進み、女性が外出先でトイレを利用する機会は増加すると予測されます。本市においても、性別を問わず、誰もが活躍できる社会の構築に向けて、誰もが快適に利用できるトイレ環境の整備に取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、熱中症対策を含む夏場の異常高温対策について申し上げます。

周知啓発活動については、特に配慮を要する方へ情報が届くように取り組むこと、クールスポットについては、引き続き募集を継続すること、今後は緩和と適応の両面から取組が必要

との御答弁をいただきました。

緩和については、事業者との協力関係が特に必要と思われますので、引き続き関係強化に取り組んでいただきたいと思います。

適応については、クールスポットやミストファンなどにより市民の日々の活動を支えると同時に、気候の状況に応じて、柔軟に行動を選択していただくために必要な環境整備や効果的な情報発信に努めるとのことでした。

スライドを御覧ください。神戸市の三宮駅前の歩道橋下に設置されたミストシャワーを映しました。会派の視察で神戸市を訪問した際に撮影したものですが、信号待ちの間に頭上から噴射されたミストを浴び、猛暑日にも関わらず、一服の冷涼感を感じました。

次のスライドを御覧ください。同じく神戸市のサンキタ広場の通称円盤に設置されたミストシャワーです。先ほど述べた通り、神戸市では、市内17か所にミストシャワーを設置しており、そのうちの一部は屋外のクールスポットとして機能しています。

本市においても、従来型のクールスポットに加え、歩行者が街中を歩行中に、気軽に立ち止まって涼むことができる屋外型クールスポットの設置を検討してはいかがでしょうか。

本市では今後、マリンスタジアムやアルティーリ千葉の新アリーナ建設に加え、中心市街地において、中央公園プロムナードの再編に代表されるウオーカブルが推進されます。通年のウオーカブル推進には、夏場の高温対策が必要と考えます。

中央公園プロムナードには、街路樹の活用なども盛り込まれていると伺っておりますが、ミストシャワーや噴水などもフルに活用して、夏場でも楽しめるような涼を感じる空間の演出に取り組んでいただくことを要望いたします。

最後に、下水道管路のメンテナンスについて申し上げます。

AB-crossプロジェクトでは、点検の高度化や持続可能な維持・管理の実現に向け、通信距離の拡大、機体の改良・開発、及び画像診断におけるAI技術の開発を進めるとのことでした。

今後の下水道管路の点検・調査においては、ドローンを活用した点検、広角展開カメラ活用による調査に取り組むとのことでした。

令和７年12月に、国土交通大臣に手交された下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会の第３次提言には、将来的には人が管路に入らなくても精度の高い点検・調査を行うことができる管内No　Entryを長期的な目標に置いて、無人化・省力化・DXに向けたドローンやAI診断技術などの技術の高度化・実用化を進めるべきと示されています。

本年７月、総務大臣の千葉市内視察で実施されたドローンを活用した下水道内点検技術実証実験に私も同席させていただきました。管路内飛行の様子をモニターで確認しましたが、管路内の状況が鮮明に映し出され、改めて技術の進歩に感動した次第です。

下水道管路のメンテナンスに係る安全性の向上と、法改正に伴い想定される作業負担の軽減、さらには持続可能な維持・管理の実現のため、ドローンをはじめとする先端技術を積極的に導入することを要望するとともに、先端技術をフルに利活用した取組により、災害に強いまちづくりに貢献していただくことを期待いたします。

以上で、私、茂呂一弘の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（川合隆史君）　茂呂一弘議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。30番・田畑直子議員。（拍手）

〔30番・田畑直子君　登壇、拍手〕

○30番（田畑直子君）　立憲民主・無所属千葉市議会議員団の田畑直子です。

通告に従い、一般質問を行います。

将来に向けた医療体制についてのうち、まず、新たな地域医療構想に向けた取組について伺います。

2040年頃には、都市部を中心に団塊ジュニア世代の高齢化や、85歳以上の高齢者人口のピークを迎え、要介護率の上昇などにより、医療と介護のニーズがさらに増大すると見込まれています。

新たな地域医療構想では、全ての人が適切な医療・介護を受けられる体制を確保するとともに、医療従事者の持続可能な働き方も確保できるよう、医療提供体制の課題解決を図ることとしています。

そのため、7月に公表されたガイドラインに沿って、二次医療圏を基本として、医療機関の連携・再編・集約化を進め、地域の実情に応じた役割分担を明確にし、遅くとも2028年度までに、それぞれの医療機関が2040年に向けて担う機能を決定し、都道府県に報告することとしています。

そこで伺います。

８月末に実施された地域医療構想調整会議の協議内容、及び今後のスケジュールについて、伺います。

次に、在宅医療についてです。

千葉県保健医療計画によると、本市を圏域とする千葉医療圏における在宅医療等の必要量は、１日あたり約15,300人とのことです。千葉医療圏における需要調査では、2025年と2040年の患者数を比較すると、約1.3倍程度増加する見込みであり、40年頃にピークを迎えるとされています。

そこで、在宅医療、及び訪問看護の供給状況と今後の見通し、参入しやすい環境整備について伺います。

次に、在宅医療・介護連携支援センターの機能についてです。

2024年度からの第８次事業計画では、在宅医療に必要な連携を担う拠点が位置づけられ、医療・介護関係者の連携の推進、包括的な支援に向けた関係機関との調整、情報共有や相談支援、24時間体制の構築支援、人材育成などを担うこととされています。

また、新たな地域医療構想では、入院医療だけでなく在宅や外来医療、かかりつけ医機能、さらには介護の提供体制の構築を目指しています。

そこで、在宅医療・介護連携支援センターの現状の取組と、将来に向けた役割について伺います。

次に、医療人材の確保・育成のうち、看護師についてです。

生産年齢人口の減少が進む中、医療提供体制を支える人材の確保はますます重要と考えます。同時に、高齢化に伴い、複数の疾患を抱える患者や医療と介護の両方を必要とする患者が増加することを踏まえ、専門性の高い医療人材を育成することも必要と考えます。

青葉看護専門学校については、意欲ある学生を確保するために、特色のある充実した教育・カリキュラムを提供していくことが重要です。

そこで、青葉看護専門学校における学生の確保策と、将来ニーズを捉えた育成について伺

います。

さらに、両市立病院においても、看護の質を高め、市民の多様な医療ニーズに対応するため、より専門性の高い看護師の配置充実が求められると考えます。

日本看護協会の資格認定制度である認定看護師は、全国で約２万６千人、千葉県では約950人が登録されています。認定看護師は熟練した知識と技術を有し、クリティカルケア、摂食嚥下系障害、脳卒中、心不全、慢性呼吸器疾患、手術など、特定分野において、水準の高い看護を実践しています。

取得には、実践経験に加え、教育課程の修了が必要であり、一定期間、職場を離れて教育機関で学ぶことが必要となります。そのため、職場における理解やフォローアップ体制、学費などの経済的負担の軽減など、資格取得を促進する環境づくりが必要と考えます。

そこで、両市立病院の認定看護師の配置状況と、取得希望の看護師への支援について伺います。

次に、高齢者救急への対応です。

消防庁が公表した令和７年の救急出動件数によると、救急車の出動件数、搬送人数はいずれも前年を下回ったものの、内訳を見ると、減少したのは軽症患者であり、入院が必要な中等症の患者は増加傾向とのことです。

また、救急搬送された人員のうち、高齢者の占める割合は平成17年には約45％だったのが、令和７年には約63％に達しているとのことです。

そこで、高齢者救急における中等症以上の割合と、市外の医療機関への搬送状況、また、全搬送先に占める両市立病院への搬送順位、さらに両市立病院の受け入れにおける高齢者救急の現状と課題、今後の見通しについて伺います。

次に、ACPについてです。

ACPとは、人生の最終段階における医療やケアについて、本人を主体として家族や医療機関等が話し合い、本人による意思決定を支援する取組です。

高齢化が進み、多死社会を迎える中で、ACPの推進はますます必要と考えます。

ACPは、本人や家族が納得して人生の最期を迎えるために重要なだけでなく、本人の意思とは異なる救急要請や医療行為を防ぐこととなり、限られた救急・医療資源の有効活用にもつながるものと考えます。

大阪府では、働く世代に向けて、企業を通じた普及・啓発を実施しています。これは、介護休暇などを活用しながら働き続け、親を看取る世代にも直接届くため、効果的であると考えます。

このように、本人や家族が人生の最期について考える機会を創出するとともに、医療・介護の現場でも専門職への普及・啓発を進め、実効性を高めていく必要があると考えます。

そこで、ACPについて専門職と市民に向けてどのように推進しているのか、取組の現状と今後について。

最後に、救急搬送におけるACPに基づく取組についてです。

救急の現場では、心肺停止時における心肺蘇生に関する対応方針が必要です。

心停止した際に、心肺蘇生を行わないことをDNARと言います。

消防庁では、本人が心肺蘇生を望まない意思を示していたにも関わらず、救急要請される事案について、十分な実態把握ができていないことや、国民の意見、ACPの取組状況などを見

極める必要があるとして、明確な判断を示していません。

日本臨床救急医学会が実施した傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施に関するアンケート調査によると、全国720消防本部のうち、79％にあたる570消防本部が回答しており、家族や関係者から心肺蘇生を希望しない旨が提示された場合の対応方針について、条件が合致すれば、現場で心肺蘇生等を中止できる方針であると回答した消防本部が42％、心肺蘇生等の実施を希望しない旨の提示の有無に関わらず、原則として心肺蘇生等を実施する方針であると回答した消防本部が18％、対応方針を策定していないと回答した消防本部が40％であったとのことです。

このように、対応方針が分かれているだけでなく、対応方針を定めていない消防本部も多い状況です。

そこで、本市におけるDNARの考え方についてと、全救急出動における心肺蘇生を行った人数について伺います。

以上で１回目の質問を終わります。（拍手）

○副議長（川合隆史君）　答弁願います。保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君）　将来に向けた医療体制についてのうち、所管についてお答えします。

まず、県が開催した千葉地域医療構想調整会議についてですが、主なものとして、2040年頃を見据えた新たな地域医療構想の中で、千葉県内の構想区域の見直し案について協議されましたが、現在、千葉市単独で構成されている千葉区域については、見直し後においても現状のままとされています。

次に、今後のスケジュールについてですが、今年度中に見直された構想区域に基づき、来年度以降、千葉区域において必要な病床数や医療機関機能に係る議論等が行われる予定です。

さらに、地域医療構想策定後、在宅医療の需要の増加や生産年齢人口の減少等を踏まえた、具体的な在宅医療の在り方や、医師、看護師等の人材確保策など個別の取組について、令和10年度以降に、第９次医療計画の検討過程において議論されるものと認識しております。

次に、在宅医療、及び訪問看護についてですが、供給状況は、令和５年度の在宅医療・介護実態調査では十分に供給されていることが確認されています。

一方、2040年頃に向けては、在宅医療の需要は増加し続けることが見込まれており、引き続き、状況を注視してまいります。

また、参入しやすい環境整備についてですが、市医師会との連携により、経験豊富な訪問診療医師を指導医とする同行訪問研修を実施しているほか、県訪問看護ステーション協会との連携により、管理者向けの研修や個別相談を実施しております。

次に、在宅医療・介護連携支援センターについてですが、本センターは平成30年度から設置し、医療・介護専門職からの相談に対応するとともに、市医師会などの関係団体やあんしんケアセンターと連携し、圏域ごとに多職種連携会議を開催するなど、顔の見える関係づくりを進めております。

令和６年度には、県保健医療計画に位置づけられる在宅医療において必要な連携を担う拠点としての機能を担うため、連携コーディネーター１名を増員し、医療的ケア児など、高齢者以外の分野にも対象を広げました。

将来に向けては、引き続き、専門職の相談から地域の課題を的確に把握し、具体的な取組

につなげるなど、在宅医療需要がピークを迎える2040年頃に向けて、拠点としての機能を向上させてまいります。

次に、青葉看護専門学校についてですが、まず、現在の学校の志願倍率は、これまで全体で２倍程度を維持しております。

学生の安定確保施策としては、例えば、高校生を対象に模擬授業を行い、看護学校の授業を体験させることや、オープンキャンパスを実施して、在校生と交流する機会を設けております。

また、将来のニーズを見据えた育成の取組として、今後、高齢化が進み、在宅医療の需要が増加することなどが見込まれることを踏まえ、例えば、１年生の段階から訪問看護ステーション等における実習を行うなど、地域で求められる看護に対応できる人材の育成に向けたカリキュラムを導入しております。

今後も、学校の設立主体である千葉市保健医療事業団との連携を図り、医療や看護のニーズを的確に捉えながら、安定的な学生の確保やニーズに応じた看護師の輩出に努めてまいります。

最後に、ACP・人生会議の取組の現状と今後についてですが、専門職向けには、意思決定支援の手引やおひとり様支援の手引を作成・配布しているほか、手引を活用した研修会などを開催しております。

また、市民向けには人生会議を知る機会を提供するため、「こころづもり　聴いてますか？　伝えてますか？」と題したリーフレットを作成し、医療機関やあんしんケアセンターなどで配布しているほか、民間企業との連携により市民公開講座を開催し、その講演動画を活用して社会福祉協議会地区部会などの単位で小規模講演会を実施しております。

今後については、現役世代の方にも人生会議を自分ごととして捉えていただけるよう、今年度は市職員向けの講演会を実施するとともに、企業などにも従業員向けの講座の実施を働きかけてまいります。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君）　病院局次長。

○病院局次長（柿崎恵司君）　将来に向けた医療体制についてのうち、所管についてお答えいたします。

まず、両市立病院の認定看護師の配置状況と、取得希望の看護師への支援についてですが、本年４月１日時点で、青葉病院に12名、海浜病院に19名、合計31名の認定看護師を配置しており、がん科学療法や認知症看護、感染管理などの認定看護分野におきまして、専門性を発揮しております。

取得希望者への支援につきましては、対象者を院内で選考し、教育機関の入学試験合格後、入学金・受講料を全額支援するとともに、認定審査の審査料と、審査合格後の登録料も病院が負担しております。

最後に、両市立病院の受入における高齢者救急の現状についてですが、救急患者の受け入れ状況は昨年度において、青葉病院が4,588件、海浜病院が7,173件で、そのうち65歳以上の患者は、青葉病院が56％、海浜病院が36％となっております。

救急受入件数のうち、入院は、青葉病院が2,097件、海浜病院が2,234件で、そのうち65歳以上の患者は、青葉病院が75％、海浜病院が50％となっております。

65歳以上の救急入院患者の主な疾患は、青葉病院では、肺炎・尿路感染症・骨折などで５割を占め、海浜病院では、脳卒中や頭部外傷などの脳疾患・心不全・肺炎などで３割を占めております。

次に、課題についてですが、入院後の早期退院に向けたリハビリテーション体制の整備や、退院や転院の調整機能が必要だと考えており、市立病院で入院治療を終えた患者が、回復期病院への転院や、介護施設への入所、自宅などでの生活に円滑に移行できるよう、地域の医療機関や介護施設との連携を一層強化するなど、課題の解消に向けまして取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、今後の見通しについてですが、高齢化の進展に伴い、高齢者の救急搬送件数は更に増加していく見込みであることから、両市立病院の強みを活かしつつ、救急応需体制の強化に努め、市立病院としての役割を果たしていきたいと考えています。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君）　消防局長。

○消防局長（市村裕二君）　将来に向けた医療体制についてのうち、所管についてお答えいたします。

まず、高齢者救急についてですが、昨年中に救急搬送した人数は５万7,380人で、前年と比べ1,084人減少しております。

そのうち、65歳以上の高齢者は３万3,435人で、全体の58.3％を占め、このうち傷病程度が中等症以上の割合は55.5％となっております。

なお、直近の３年間を見ると、それぞれ同程度で推移をしてございます。

また、市外の医療機関へ搬送した人数は7,094人で、全体の12.4％、このうち高齢者は4,580人で、64.6％を占めてございます。

なお、搬送者数を多い順に見ると、海浜病院が２番目、青葉病院が５番目となっており、高齢者の搬送者数は、それぞれ７番目、４番目となってございます。

最後に、救急隊におけるDNARの考え方についてでございますが、本市においては、消防法に定める救急業務の趣旨に基づき、119番通報があった時点で救命の意思があるものとして、最善の処置を実施しながら搬送することとしてございます。

なお、昨年、救急隊が心肺蘇生を行った人数は、1,066人となってございます。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君）　田畑直子議員。

○30番（田畑直子君）　御答弁ありがとうございました。二回目は、意見・要望を申しあげ、質問を行います。

まず、青葉看護専門学校の人材育成についてです。

本市には、看護師を養成する大学が複数あることから、特色のある、より充実した教育環境が必要と考えます。

また、看護師を目指す高校生の中では、大学への進学を希望する傾向が高まっており、最終的に大学へ進学するケースも多いと伺っています。そこで、県議と共に、大阪公立大学と千葉県立保健医療大学を視察しました。

大阪公立大学では、科学的エビデンスに基づき、様々な臨床現場に対応できる実践力を養う教育が行われ、公立医療機関による臨床実習環境も強みとしています。

また、大学院では、保健師、助産師、認定看護師など、専門性の高い人材の育成のほか、地域包括ケアシステムの構築に向けた教育にも力を入れていました。

一方、千葉県立保健医療大学では、学長から直接お話を伺い、機能強化の基本方針に基づく将来ビジョンや、今後求められる医療人材像、大学に求められる役割、関係機関との連携について御説明をいただきました。同大学では、キャンパスを幕張に統合し、施設のリニューアルを進めるとともに、看護学科の入学定員を20名増員するほか、大学院の設置も計画されています。

市内の看護師養成機関が機能を高めていくことは、将来の看護人材の安定的な確保につながる一方で、高校卒業人口が減少していく中、意欲のある生徒が、より高度な教育環境を求めて、青葉看護専門学校以外を選択することも考えられます。

青葉看護専門学校についても、将来的な大学化も含め、これからの医療ニーズに対応できる教育環境について、幅広く検討していただくようお願いします。

次に、専門性の高い看護師の配置についてです。

両市立病院においても、市民の多様化する医療ニーズに対応するため、認定看護師など、専門性の高い看護人材の配置をさらに充実させていただきたいと思います。

また、日本看護協会の資格認定制度には、専門看護師制度もあります。

専門看護師は、医療チーム全体の調整、相談、教育などを担い、複雑な医療・療養上の課題を抱える患者さんに対して、ケア方針の調整や意思決定の支援、医療職からの相談対応、ケアの質を高める仕組みづくりなど、より広い視野から支援体制を構築する役割を担っています。

現在、両市立病院には数名の専門看護師がいるとのことですが、少数であるため、公立病院として、多様な患者さんを受け入れていることから、高度な看護人材の育成・配置について、より積極的に検討いただくようお願いします。

次に、在宅医療についてです。

本市の在宅医療関連の施設数は、在宅療養支援診療所が85か所、在宅療養支援病院が15か所、訪問看護ステーションが145か所となっています。

一方で、各区の設置状況では、最大の区と最小の区では約３倍の差があり、地域格差が生じている状況です。

内閣府による政令市を含む二次医療圏の在宅医療数の比較で、本市は20市中９番目で、全国の平均は上回っているものの、首都圏政令市のみで比較すると、少ない状況です。

在宅医療は、日常生活圏域での提供体制が理想であることから、今後、需要が増加することを見据えるとともに、地域による提供体制の格差解消に向けて取り組む必要があると考えます。

本年、実態調査が行われているとのことですので、その結果を基に、2040年を見据えた提供体制整備につなげていただくよう要望します。

また、ニーズが高まる中では、多職種の連携をさらに強化することが必要です。

高松市や豊島区では、コーディネーターを養成・配置し、医療機関や介護関係機関の調整を円滑に進めていることから、本市においても、関係機関をつなぐコーディネート機能の強化について検討していただくようお願いします。

訪問看護ステーションについては、厚生労働省公表の政令市比較では、令和６年における

65歳以上人口10万人当たりの事業所数において、本市は20市中16位であり、今後の需要増加を踏まえた体制整備が必要です。

会派で視察した新潟市では、訪問看護ステーションに従事する医療専門職の研修費助成や、看護職の連携に特化した研修会を実施するとともに、訪問看護の魅力を発信する取組を行っていました。

訪問看護ステーションは、小規模だと経営が不安定になりやすいことや、煩雑化する事務作業が現場の大きな負担となっていることも課題として挙げられます。

人材確保はもとより、継続してサービス提供できる環境づくりへの支援についても、検討していただくようお願いいたします。

さらに、在宅医療の需要が高まる中では、病院側の受け入れ体制も重要です。レスパイト入院の体制整備、多職種によるネットワークの構築、地域医療連携室の機能強化など、後方から支える体制の充実が必要です。

また、第８次医療計画では、消防機関や後方支援を行う医療機関についても、在宅医療を支える関係機関として位置づけ、協議の場への参加を促しています。本市においても、連携体制の強化をお願いいたします。

次に、ACPの推進についてです。

本市消防本部では、心肺蘇生を行い、医療機関へ搬送しているとの答弁でした。その背景として、心肺蘇生に関する本人の意思やACPの内容を、家族、施設、医療機関、救急隊がどのように共有するのかという課題があります。

本人が在宅や施設での看取りを希望し、心肺停止時には心肺蘇生を希望しない意思を事前に示していたとしても、その情報が共有されなければ救急要請や医療行為につながる可能性があります。

そのため、ACPの情報を、高齢者施設、在宅医療機関、救急機関においても適切に共有することが、本人の意思に沿った医療とケアを実現するだけでなく、不必要な救急要請や医療機関への搬送を減らすことにもつながります。

千葉県の調査では、医療・介護関係者等とACPについて話し合った経験がない県民は、全世代で80％以上に及び、人生の最終段階について考えたことがある県民であっても、実際に話し合ったことがある割合は２、３割程度にとどまっているとのことです。

また、全国的に、自宅や老人ホームなどで亡くなる方の割合は10％台であるものの、上昇傾向にあります。

今後、高齢者施設や在宅医療の場での看取りが増えていくことを踏まえ、医療・介護関係者にもACPの普及を進めていく必要があります。

例えば、消防庁からの委託研究で作成された介護施設における心肺停止時のDNAR対応マニュアルや、東京都では、高齢者施設における救急対応マニュアル作成のためのガイドラインを公表しています。

さらに、全国老人保健施設協会のACP取組事例集では、各施設において、治療や延命に関する意向確認書、事前指示書などを活用し、かかりつけ医や協力医療機関などと情報共有する取組が紹介されています。

本市においても、ACPに関する対応指針の明文化や研修の充実、施設独自のマニュアル作成への支援など、本人の意思を確実に医療・介護につなげる仕組みを整えていく必要があると考

えます。

そこで、ACPにおいて、本人の意思を家族、高齢者施設、医療機関が明確に共有できるよう、さらなる取組が必要と考えるかどうか、伺います。

最後に、両市立病院の将来に向けた機能についてです。

新たな地域医療構想では、将来の医療需要を踏まえ、医療機関が地域でどのような役割を担うのかを明確にしていくこととしています。

新たな医療機能区分では、急性期拠点機能や高齢者救急・地域急性期機能などが示されました。

急性期拠点機能は、一定の人口規模を単位として、消化器外科、整形外科、循環器内科、脳神経外科など、頻度の高い疾患について、救急対応や手術を含めた総合的な急性期医療を集約して提供する役割が想定されています。

一方、高齢者救急・地域急性期機能は、高齢者をはじめとした救急患者を受け入れ、必要に応じて専門病院や介護施設等と連携しながら、入院早期からリハビリテーションや退院調整を行い、早期の在宅復帰につなげる役割が想定されています。

これは、今後増加する高齢者救急への対応と、現在不足している回復期を補完する重要な機能であると考えます。

また、機能を検討する際には、救急搬送の受入件数や、全身麻酔手術の実施件数などの実績だけでなく、災害医療、小児・周産期医療など、医療計画における役割も踏まえることとしています。

さらに、近隣地域に同程度の急性期病院が複数ある場合には、将来の医療需要、人材確保の見通し、交通アクセスも含めて検討することとしています。

高齢者救急・地域急性期機能に関連して、2024年度には地域包括医療病棟が創設されました。

この病棟は、高齢者の救急搬送や中等症の急性期患者を受け入れ、治療だけでなく、早期のリハビリテーションや退院支援を行い、在宅復帰するまでを包括的に支える機能が期待されています。

本市の両市立病院と規模が近い、地方独立行政法人市立大津市民病院では、377床のうち46床で地域包括医療病棟を稼働させ、急性期機能も維持し、病院経営上の効果も得ているとのことです。

また、川崎市立井田病院では、平成28年度から、地域包括ケア病棟を導入しています。

この病棟は、急性期治療後の患者に対して、在宅復帰に向けたリハビリテーションや退院支援を行うほか、在宅療養中に状態が悪化した患者や、施設への移行をすぐに行うことが難しい患者などを受け入れています。

井田病院では、誤嚥性肺炎や尿路感染症などの患者も受け入れ、逆紹介率は目標80％に対して99.5％、在宅復帰率は83％から85％程度とのことです。

また、自宅等から直接入院する患者も40％台であり、地域との連携が改善されたとのことです。

さらに、在宅療養後方支援の登録患者数も、目標330人に対して大幅に上回る525人とのことです。

本市の両市立病院における在宅療養後方支援の登録患者数は、海浜病院では、令和６年度が登録者24人、入院実績19人、令和７年度が登録者41人、入院38人、青葉病院では、令和６年

度が登録者88人、入院13人、令和７年度が登録者76人、入院10人とのことでした。

今後、在宅医療患者の増加を踏まえると、後方支援体制を強化することも重要と考えます。更に井田病院では、認知症等の患者も４割を超えており、高齢・認知症・複合的な医療・介護二ーズを抱える患者の在宅復帰支援につなげているとのことです。

千葉医療圏の病床機能では、急性期機能は充足しているものの、高度急性期機能は不足し、回復機能については大幅な不足となっています。

千葉医療圏では、2040年には人口が約93万人となる一方、高齢化率は、33.2％まで上昇すると見込まれており、急性期治療を終えた患者を、回復期医療や在宅医療へ円滑につなげる、切れ目のない医療提供体制を構築することが必要です。

限られた医療人材を有効に活用し、持続可能な医療提供体制を構築するためには、それぞれの強みや専門性を生かした機能分化と役割分担を進めていくことが重要と考えます。

現在、幕張海浜病院と青葉病院は、急性期医療を担い、二次救急を受け入れています。一回目の答弁では、救急の受け入れについて、海浜病院では年間7,000件以上受け入れる中で、高齢者が約36％を占め、青葉病院では年間約4,600件のうち、高齢者は半数以上を占め、入院する患者の７割が高齢者でした。このことからも、青葉病院が高齢者救急において重要な役割を担っているといえます。

今月開院する幕張海浜病院では、本市西部の急性期医療を担うとともに、呼吸器外科、膠原病・リウマチ内科、歯科口腔外科などの診療機能が新たに整備され、肺がん等の治療強化や、青葉病院からの分娩機能の集約など、機能強化が図られており、今後も子供の救急を含めた小児医療や周産期医療において重要な役割を果たすことが期待されます。

こうした機能を踏まえると、幕張海浜病院については、急性期拠点機能を担うことも視野に入れながら、今後の役割を検討していく必要があると考えます。

一方、青葉病院については、高齢者救急の受け入れ実績を踏まえ、高齢者救急、地域急性期機能や、急性期治療後の在宅復帰支援など、地域の高齢者医療を支える役割を強化することも考えられます。

両市立病院の今後の在り方については、先般可決した、あり方検討委員会の中で、検討が進められるものと承知しています。

両市立病院が将来の医療ニーズに対応するため、限られた医療資源をより有効に活用し、それぞれの強みを生かして機能分化と役割分担を進めることで、病院経営の改善にもつながると考えます。

そこで、将来に向けた両市立病院の果たすべき役割について伺います。

以上で２回目の質問とします。

○副議長（川合隆史君）　答弁願います。保健福祉局長。

○保健福祉局長（秋幡浩明君）　２回目の御質問にお答えします。

将来に向けた医療体制のうち、所管についてお答えします。

ACP、人生会議におけるさらなる取組についてですが、本人の意思が、家族など身近な方、高齢者施設、医療機関の間で共有されることは重要であると認識しております。

このため、まず、本人が家族など身近な方と話し合う機会を広げることが基本であると考え、人生会議の啓発リーフレットにおいて、本人の意向を書き留め、確認することができるような項目を設けることを検討するとともに、他都市の取組も参考にしながら、より実効性のあ

る方策を研究してまいります。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君）　病院局次長。

○病院局次長（柿崎恵司君）　将来に向けた医療体制についてのうち、所管についてお答えいたします。

将来に向けた両市立病院の果たすべき役割についてですが、市立病院の果たすべき役割・機能は、市民が必要とする医療を地域で切れ目なく提供すること、救急・小児・周産期・災害・感染症などの不採算、特殊部門に関わる医療の提供を維持、発展させることと考えております。

具体的には、青葉病院は、内科診療や整形外科・泌尿器科の専門的治療の提供など、幕張海浜病院は、周産期・産婦人科及び小児医療の提供、救急医療や高齢者医療の充実などをはかってまいります。

これらの両市立病院の果たすべき役割を基本に、今後開催を予定しております病院事業のあり方検討委員会では、2040年頃に向けて高齢者救急が増加する見通しであることや、現状の両市立病院の救急受け入れにおける65歳以上の患者の割合などを踏まえまして、病床数や機能の見直しの方向性について検討してまいります。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君）　田畑直子議員。

○30番（田畑直子君）　御答弁ありがとうございました。

両市立病院を核として、病院局のみならず、関係機関一丸となって、多様な市民ニーズへの対応を図るとともに、両市立病院においては、求められる医療と経営健全化に向けた取組を両立させ、持続可能な医療体制を構築していただきますようお願い申し上げまして、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（川合隆史君）　田畑直子議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。50番・野本信正議員。（拍手）

〔50番・野本信正君　登壇、拍手〕

○50番（野本信正君）　日本共産党千葉市議会議員団の野本でございます。

質問に先立ち、一言申し上げます。

さきの千葉市豪雨と台風25は、千葉市に甚大な被害をもたらしました。この災害で尊い命を失われた方には、謹んで哀悼の意を表します。

また、多くの被災者の皆さんには、お見舞いを申し上げるものでございます。

私ども市議団は、全員で、可能な限り被災地を訪問し、実態を把握し、復興の要望をまとめて、合計３回、神谷市長に要望書を提出しました。今後も被災者支援と復興のため、全力を尽くすものであります。

それでは、通告に基づき、一般質問を行います。

最初の質問は、公共交通の充実についてであります。

今、全国多くの地域で鉄道やバス路線の削減・廃止が相次いでいます。少子化等による人口減を背景にした、不採算や人手不足が理由とされています。

今や、我が千葉市も含めた都市部でも、公共交通の維持が大きな問題となっていて、単に移動手段と言うだけでなく、市民の暮らしを支え、地域を守るために欠かせない公共交通、地

域交通の問題について提案を交えながら質問をいたしたいと思います。

まず最初に紹介したいのは、日本大学名誉教授、桜井徹先生の、公共交通・地域交通の未来―多様な地域を失わないため―の提言です。

政府は2013年施行の交通政策基本法や、2007年施行の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律と、その後の数度の改正で、地域公共交通の政策主体を地方自治体に移行させてきました。

しかし、地域公共交通の維持を、自治体のみに委ねることはできません。

社会的共通資本としての公共交通であります。

公共交通の重要性は、２つの点から把握できます。

第一は、社会的共通資本としての性格です。社会共通資本は、生存権を中心とする市民的権利を保障するサービスで、その供給は市場の自由競争に委ねてはならず、社会的に管理される必要があります。

社会的共通資本は制度資本、自然資本、社会インフラに分かれますが、公共交通は電力、水道などと共に、社会インフラに属します。

第二は、公共交通が社会的価値ないしは社会的便益を持っていることです。

一つは、クロスセクター効果です。もう一つは、地域づくりの価値です。単に定量的な地域経済効果だけでなく、人々の安心感などの定性的側面も議論されています。

すなわち、公共交通社会的資本であること。

１つに、電力や水道と共に、社会インフラであること。

２つに、地域経済効果だけでなく、市民に安心感をもたらす、と論じています。

以上の社会資本としての公共交通を千葉市で充実するため、以下、質問をします。

後は質問席で行います。

失礼しました。

１問目はですね、市民の足としての重要な役割を果たしているバス路線の廃止や減便があり、直近では千葉シーサイドバスが路線の一部を廃止することになりました。バスドライバーの不足が深刻であり改善がもとめられていますが、令和６年４月からの改善告示以降、千葉市内で廃止や減便になった便数は何便か、お尋ねします。失礼しました。（拍手）

○副議長（川合隆史君）　答弁願います。都市局長。

○都市局長（髙峯聡一郎君）　本年４月に本市が実施した調査では、改善告示がなされる直前の令和６年３月末時点と本年３月末時点との比較で、減便数は約300便、全体の約４％となっております。

○副議長（川合隆史君）　野本信正議員。

○50番（野本信正君）　若葉区では、都賀駅から鎌取行きのバス路線が廃止され、若葉区からがんセンターなどへ通院する住民から復活の声があがりました。

市は、鎌取、大宮台、千城台までのコミュニティバスの運行を図り、それは評価されています。

しかし、都賀駅までは行かないため、大宮台の住民から苦情が出ています。

とりわけ、大宮台連絡所では交付されない証明書などを、若葉区役所まで取りに行かないと高齢者が困っている。

そこで質問しますが、減便等の結果、通勤や通学及び買い物や通院、区役所行きなどで影

響を受けた住民は多数あるが、減便等による影響が大きいため、対処をした事例があれば、その取組を知らせていただきたい。

○副議長（川合隆史君）　都市局長。

○都市局長（髙峯聡一郎君）　令和６年４月に大椎台から土気駅を結ぶ路線バスが廃止となったことを受け、買い物や通院などの日中の移動手段として、デマンド型タクシーの運行を社会実験として取り組んでおります。

また、朝晩の通勤・通学時間帯の移動手段の確保が課題となっていたことから、地元交通対策協議会、バス事業者、本市の３者が連携し、復便に向けて調整を進めた結果、企業送迎バス などを活用し、本年７月に復便がなされたものです。

○副議長（川合隆史君）　野本信正議員。

○50番（野本信正君）　バス路線の廃止や減便の主な原因は、バスドライバーの不足と市は説明していますが、各バス会社の不足数はおよそ1,000人と聞いておりますが、その通りなのか、お伺いします。

○副議長（川合隆史君）　都市局長。

○都市局長（髙峯聡一郎君）　市内バス事業者に聞き取りなどをしておりますが、運転手の働き方は各バス会社で異なり、正社員以外にパートタイムを導入するなど多様化しているため、バス事業者においても一概に不足する運転手を人数で表すことは困難です。

○副議長（川合隆史君）　野本信正議員。

○50番（野本信正君）　千葉市はドライバー不足の改善を支援して、バス会社に対して大型二種免許取得のため補助制度を設けているが、普通免許取得者で大型二種免許を要する費用はどのくらいかかるのか。

○副議長（川合隆史君）　都市局長。

○都市局長（髙峯聡一郎君）　バス事業者に確認したところ、指定自動車教習所を利用して大型二種免許を取得する場合は、概ね40万円から50万円程度と聞いております。

○副議長（川合隆史君）　野本信正議員。

○50番（野本信正君）　答弁では、バスドライバー不足、およそ1,000人について否定をしなかったわけであります。これだけの人数を確保するためには思い切った取組が必要であります。現在のバス会社への支援から、行政がもっと前面に出ての対応を求めたい。

その提案として、運転手養成支援として、令和６年度は９社54人、令和７年度は６社63人の実績と聞くが、各バス会社がドライバーを募集するときに、千葉市が大型２種免許取得に補助金を出しています、市民の足を守る誇りある仕事。正社員になりませんかと明記して、もっと多くの市民にPRするようにしたら応募者が増え、支援実績もアップするのではないか。バス会社と相談して実施することを提案するが、どうか。

○副議長（川合隆史君）　都市局長。

○都市局長（髙峯聡一郎君）　運転手不足など路線バスを取り巻く厳しい状況を踏まえつつ、今後の対応などを協議する場として、市内６社のバス事業者とワーキンググループを設置し、これまでも運転手の確保や路線維持など様々な観点から議論をしてきております。
今後も引き続きこの場を活用し、運転手確保につながる具体策を検討してまいります。

○副議長（川合隆史君）　野本信正議員。

○50番（野本信正君）　バス路線の継続と維持は全国的にも厳しい問題であり、各自治体が

様々な努力をしている。バスドライバーの確保は、市原市が実施している運転手確保支援金30万円とか、横浜市ではバス運転手への家賃支援を行っている。

また、バスの乗客を増やしてバス会社の経営を向上させるため、東京都ではシルバーパスを配り、大阪堺市では65歳以上は100円でバスに乗れる制度を作り、高齢者の外出を支援して、経営の効果も上がっている。

千葉市では大幅減便後に復帰した事例もあるが、全国の先進例のように公共交通の利用促進や公共交通を守り発展させる千葉方式を創るよう提案する。

千葉方式とは、大型免許取得支援、バス運転手に支援金支給、家賃補助などを行い、広く市民に呼び掛けて、市民の足を守る正社員として働きませんかとPRすること。

また、65歳以上の高齢者は100円でバスに乗れるお出かけ支援バスの実現で、バスの乗客も増え、運転手も確保できる。公共交通を守り発展させる千葉方式を創るように提案するがどうか。

○副議長（川合隆史君）　都市局長。

○都市局長（髙峯聡一郎君）　本市において復便などに至った事例では、地域の交通課題や利用者数、収支などの路線バス事業の現状や課題を、地域住民と交通事業者、行政の３者で共有し、関係者が一体となって解決策を協議・検討してきた経緯があり、このように協力して取り組むことが重要であると考えています。

本市としては、地域の交通課題に応じて、まずは、このような先進的な手法を適用しながら、公共交通の維持に取り組んでまいります。

○副議長（川合隆史君）　野本信正議員。

○50番（野本信正君）　次の新しい提案であるが、同じく定年を迎える千葉市職員の中で、路線バスドライバーを希望する職員に、資格取得支援をすることを提案する。定年後市民の足を守る路線バスドライバーとして活躍することを望んでいる職員もいると思うが、どうか。

○副議長（川合隆史君）　都市局長。

○都市局長（髙峯聡一郎君）　定年を迎える職員が路線バスの運転手を希望する場合には、既に実施している運転手養成支援などの資格取得のための支援制度等の活用が可能であることから、適時適切に制度等の周知に努めてまいります。

○副議長（川合隆史君）　野本信正議員。

○50番（野本信正君）　次に、JR都賀駅東口エレベーターの設置について質問します。

都賀駅東口にエレベーターを設置して、バリアフリーの駅にすることは若葉区住民の強い願いである。

私は、平成30年第２回定例会一般質問で駅利用の要望は強いと実現を求めた。当時の建設局長は、東口エレベーターの設置計画はございません。維持管理費を含め、コスト面からも厳しいと考えていますと答弁しました。

しかし私は諦めず、本会議の質問や毎年の予算要求で粘り強く実現を求めてきました。令和４年、当時の建設局長に駅の実態を見てほしいと言って、早朝の都賀駅を視察してもらい、通勤客が階段を上り下り姿を見た後、東口にエレベーターは必要ですねと言ってくれました。

続いて、令和５年に新しい建設局長が早朝の都賀駅を視察してくれて、乗降客の皆さんと対話し、エレベーターを早くお願いします等の声を聴いてくれました。

この中で、両足に支障があり、松葉杖で階段やスロープを苦労しながら登っているＳさん

が、私は身体障害者と視覚障害者の１級で両足が不自由なため、松葉杖で歩行しています。都賀駅東口は階段なので苦労しています。エレベーターの設置を心から期待しています。お願いしますと話しました。建設局長はお話は理解できますと応じました。これらの経過を経て、令和８年に予算が計上されました。

利用者の間から、長い間の要望が実現して今年の予算が決まったが、予算額と事業内容及び現在までの到達点についてお伺いしたい。

○副議長（川合隆史君）　建設局長。

○建設局長（山田裕之君）　今年度予算額は、2,700万円で、測量と設計を行う予定としております。

現在、エレベーターと駅前広場影響部分について、工事発注に向けた設計を行っているところでございます。

○副議長（川合隆史君）　野本信正議員。

○50番（野本信正君）　設置場所はモノレール通路の東側になるようだが、この場所にエレベーターが設置されると、改札階は券売機のすぐ前で、改札口の近くになる一番理想的な位置だと思うが、どうか。

○副議長（川合隆史君）　建設局長。

○建設局長（山田裕之君）　御指摘のとおり、モノレール連絡通路東側のJR駅舎との接続部分を検討しているところでございます。

○副議長（川合隆史君）　野本信正議員。

○50番（野本信正君）　今、画面に映っているところの下に出来る予定ということであります。総事業費の想定額はどのくらいか。

○副議長（川合隆史君）　建設局長。

○50番（野本信正君）　また、実施計画事業になるのか。

○副議長（川合隆史君）　建設局長。

○建設局長（山田裕之君）　現在、設計中であるため、総事業費はお示しすることができません。

本事業は第２次実施計画のうち、政策体系、安全・安心の中の、安全で安心な道路環境の整備事業における、バリアフリー整備として位置づけております。

○副議長（川合隆史君）　野本信正議員。

○50番（野本信正君）　総事業費と場所の計画と共に、完成の見込みについてはどうか。

○副議長（川合隆史君）　建設局長。

○建設局長（山田裕之君）　令和10年度末の設置完了を目指しております。

○副議長（川合隆史君）　野本信正議員。

○50番（野本信正君）　資材高騰などで、影響はどうか。また、何人乗りのエレベーターを考えているのか。

○副議長（川合隆史君）　建設局長。

○建設局長（山田裕之君）　近年、建設資材の価格高騰に伴い、建設費が大幅に上昇しております。

エレベーターの定員は11人以上を確保することに加え、車椅子利用者が円滑に乗降できる仕様となるよう検討しているところでございます。

○副議長（川合隆史君）　野本信正議員。

○50番（野本信正君）　利用者は期待しているので、早期実現を求めるが、どうか。

○副議長（川合隆史君）　建設局長。

○建設局長（山田裕之君）　利用者の利便性の向上を図るため、一日も早い整備の実現に向けて努めてまいります。

○副議長（川合隆史君）　野本信正議員。

○50番（野本信正君）　次の質問に移ります。

千城台コミュニティセンターと若葉文化ホールについてであります。

千城台コミュニティセンターと若葉文化ホールは、住民の集いと文化活動に幅広く利用されて喜ばれています。合わせて、最近自然災害が頻発する下で、避難者にも利用されております。築35年たった施設の改善や、環境整備が求められていますが、まず、トイレの改善であります。それぞれのトイレについて、女子用と男子の大便用トイレ何基あるのか。そのうち、和式トイレは何基あるのか。また、温水トイレは何基あるのか。

○副議長（川合隆史君）　若葉区長。

○若葉区長（古屋朗子君）　千城台コミュニティセンターのトイレにつきましては、女性用が24基、男性用が10基であり、そのうち和式トイレは女性用９基、男性用３基でございます。

若葉文化ホールのトイレにつきましては、女性用が14基、男性用が４基で、そのうち和式トイレは女性用９基、男性用２基でございます。

両施設とも温水トイレはございません。

○副議長（川合隆史君）　野本信正議員。

○50番（野本信正君）　区長はコミュニティセンターや文化ホールの利用者の声を聴いたことがあるのでしょうか。コミュニティセンターに集うサークル数は、162団体を超えてにぎわい、交流を深めています。毎月歌声サークルに参加する人から、こんな立派なセンターに温水トイレが一か所もないのは残念だ、議員さん何とかしてくださいと言われました。

また、文化ホールは、音楽から学生の発表会、落語など幅広いイベントが行われ、遠くまで行かないで地元若葉区で楽しめることはすばらしい。だけど、トイレで、中でも女性トイレの半分近くが和式なので、できるだけ我慢をしている。せっかくのイベントを楽しんでいるのに、トイレに行くと高揚した気分が落ち込んでしまう等の声が寄せられている。

千城台コミュニティセンターと若葉文化ホールの、男性トイレと女性トイレの合計52基のうち、洋式が29基、和式が23基である。今家庭でも、市役所でも、公共施設では洋式トイレは当たり前になっている。とりわけコミュニティセンターは年間78,985人、文化ホールは4,874人の、多数の利用者がある。

高齢者は、和式トイレでは立ち上がれないと悲鳴が聞こえている。和式を洋式トイレに改善することを求めるが、どうか。

○副議長（川合隆史君）　若葉区長。

○若葉区長（古屋朗子君）　快適で使い勝手のよい施設環境は大切であり、トイレ洋式化につきましては、施設利用者からの要望もあることは認識をしております。
施設利用者には高齢者も多いことから、引き続き関係部局と検討してまいります。

○副議長（川合隆史君）　野本信正議員。

○50番（野本信正君）　次に、両施設とも温水トイレがゼロであること、利用しやすいトイレ

という面からも、衛生面からも、この温水トイレの設置を早く求めるが、どうか。

○副議長（川合隆史君）　若葉区長。

○若葉区長（古屋朗子君）　温水トイレの設置につきましては、衛生面や快適性の向上につながるものと考えておりますが、限られた財源の中で、施設の老朽化に伴う改修などとの優先順位を考慮しながら、関係部局と検討をしてまいります。

○副議長（川合隆史君）　野本信正議員。

○50番（野本信正君）　トイレについては、やはり、冒頭にも述べましたように、被災者が避難場所としても利用することになっているだけに、ぜひ急いでやってほしいというふうに思います。

続いて、正面広場の問題でありますけれども、画面にもありますように、非常に劣化して、雨降りですと水がたまります。そして、脇の方へ行くとコーンが置いてあって通れなかったり、広場の入り口のところの歩道などは、劣化してつまずきそうになっております。ぜひ、この正面広場の改善をしてほしいと思いますが、いかがですか。

○副議長（川合隆史君）　若葉区長。

○若葉区長（古屋朗子君）　施設利用者が安全に来館できる環境を整備していくことは重要と考えております。

そのため、昨年度のコミュニティ祭りの開催前に、正面広場の傷みの激しい箇所の補修を緊急的に実施したところです。今年度は、さらに正面広場全体の舗装改修に向け、測量及び実施設計を行います。

この実施設計を踏まえまして、今後の整備スケジュールを決めてまいります。

○副議長（川合隆史君）　野本信正議員。

○50番（野本信正君）　昨年９月の議会の私の質問に対して、当時の若葉区長はトイレの洋式化は関係部局と相談して検討し、正面広場については、安全に利用していただけるように対策を講じてまいりますと答え、今年、測量・設計が実施すると聞かれたが、どこまで進み、いつどのように改善するのか。10月のコミュニティ祭りまでは間に合うのかどうか、お伺いしたい。

○副議長（川合隆史君）　若葉区長。

○若葉区長（古屋朗子君）　先ほどの答弁と重なってしまいますが、施設利用者が安全に来館できる環境を整備していくことは重要と考えております。

そのため、昨年度のコミュニティ祭りの開催前に、正面広場の傷みの激しい箇所の補修を緊急的に実施したところです。今年度は、さらに正面広場全体の舗装改修に向け、測量及び実施設計を行います。

この実施設計を踏まえまして、今後の整備スケジュールを決めてまいります。

○副議長（川合隆史君）　野本信正議員。

○50番（野本信正君）　今回は、トイレの問題と、正面広場の問題を質問しました。利用者の皆さんとともに、災害避難者もおいでになるということで、それなりの対応が必要だというふうに思うんです。

さきの千葉市豪雨のときにも、電車は止まってしまったけど、モノレールは架線が懸垂式なので、鉄の中にあるために動きまして、モノレール会社としては終電車以後も運行してくれて助かったわけです。

そのために、終点である千城台の駅まで乗ってきて、若葉区の関係ないような人もコミュニティセンターで夜を過ごすというようなこともありました。

そういうことを踏まえますと、やはり災害の対策という点からも、トイレの改善は急ぐべきだというふうに思います。

区長のお話しですと、関係部局と検討してまいりますということでおっしゃいますけども、確かに区役所の予算は、自主企画分として1,000万しかありませんから、その中から出すのは出来ないと思います。

でも、今日は関係部局のトップもこの場に来ているわけですから、強くお願いして、このトイレの改善、そして、広場の改善を至急やっていただきたいということをお願いしておきます。

次に移ります。

交差点の改善についてであります。

画面は大草交差点でありますけれども、この計画が出来て、いわゆるクランク型の交差点が直進になるということは、非常にすばらしいことでありますけれども、この計画を決めた年月日とスタートは何時になるのか、お伺いします。

○副議長（川合隆史君）　建設局長。

○建設局長（山田裕之君）　令和６年１月に事業内容をお伝えするための地元説明会を実施した上で、事業を行っております。

○副議長（川合隆史君）　野本信正議員。

○50番（野本信正君）　用地買収の予定面積はいくつですか。

○副議長（川合隆史君）　建設局長。

○建設局長（山田裕之君）　約１万平方メートルを予定しております。

○副議長（川合隆史君）　野本信正議員。

○50番（野本信正君）　都川に新しい橋を架ける計画でしょうか。その際、河川管理者の千葉県が計画している川幅に見合った橋にするのか、お伺いします。

この質問をする理由は、都川は雨が降る度に冠水し、川沿いの住民はいつも被害を受けています。８月13日の千葉豪雨の時は、床上浸水が人間の腰の上までになり、家財は大変な被害を受けました。道路には多くの車が水没したわけであります。25号台風でも通行止めになりました。

平成29年に作った、千葉県都川河川整備計画は坂月川から祐左衛門橋の間は、川幅22メートルにして河道拡幅、築堤などが計画されております。

交差点改善事業の際、新しく架ける橋がこの計画に見合った橋と築堤に行う必要がありますので質問をしたわけですが、いかがですか。

○副議長（川合隆史君）　建設局長。

○建設局長（山田裕之君）　千葉県の河川整備計画を考慮し、架設することとしております。

○副議長（川合隆史君）　野本信正議員。

○50番（野本信正君）　予算の全体の総額の想定と、完成の見通しはいつ頃になりますか。

○副議長（川合隆史君）　建設局長。

○建設局長（山田裕之君）　総事業費については、約14億円を想定しております。

完成の見通しについては、用地取得を行っている段階であり、具体的にお示しすることは

できませんが、早期の完成を目指し取り組んでいるところでございます。

○副議長（川合隆史君）　野本信正議員。

○50番（野本信正君）　自治会や住民への説明はどのようになっているでしょうか。

○副議長（川合隆史君）　建設局長。

○建設局長（山田裕之君）　令和６年１月、地元の皆様を対象に、事業内容をお伝えするための説明会を行っております。

○副議長（川合隆史君）　野本信正議員。

○50番（野本信正君）　私たちも地元ですから、大草の交差点を通る度に、危険な場所かなと思いつつ走っております。せっかく計画が出来たんで、一日も早い完成をしてくれるようにお願いしておきます。

次に、これは宮田交差点であります。宮田交差点は国道126号に対しまして浜野四街道線が交差してるわけでありまして、交通量も大変多うございます。これについて、これまでの取組状況について、お伺いします。

○副議長（川合隆史君）　建設局長。

○建設局長（山田裕之君）　国道と県道との食い違い交差を解消するため、令和３年度に周辺の地形を把握するための測量に着手し、その後に道路線形を決定するための測量や設計を行い、昨年度、道路の線形や交通規制について、千葉県警察との協議が完了したところでございます。

○副議長（川合隆史君）　野本信正議員。

○50番（野本信正君）　用地買収の予定面積はどのくらいになりますか。

○副議長（川合隆史君）　建設局長。

○建設局長（山田裕之君）　取得面積を確定するための測量を今後行うこととしており、現時点で把握はできておりません。

○副議長（川合隆史君）　野本信正議員。

○50番（野本信正君）　予算額の想定と完成の見通しは、今たちますか。

○副議長（川合隆史君）　建設局長。

○建設局長（山田裕之君）　測量など調査を行っている段階であり、現時点で予算額や完成の見通しをお示しすることができません。

○副議長（川合隆史君）　野本信正議員。

○50番（野本信正君）　宮田交差点が計画されたことは、大変地域の方も喜んでおられます。それだけに、早期の実現を願っておきたいと思うんですけれども、しょっちゅう車が接触事故を起こしたりしている、そういう危険な場所でもあります。

ですから、その辺をよく把握して、自治会の皆さん、住民の皆さんとよく話し合って、進めていただきたい。そして、早期の実現をはかっていただきたい、このことを強くお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（川合隆史君）　野本信正議員の一般質問を終わります。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後２時57分休憩

午後３時30分開議

○副議長（川合隆史君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。
一般質問を続けます。34番・佐々木友樹議員。（拍手）
〔34番・佐々木友樹君　登壇、拍手〕

○34番（佐々木友樹君）　日本共産党千葉市議会議員団の佐々木友樹です。
通告に従い一般質問を行います。
初めに、特定外来種と生態系被害防止外来種についてであります。
特定外来種は、もともといなかった国や地域に外部から持ち込まれた生き物で、生態系や人体、農林水産業への被害を及ぼすもの、またそのおそれのあるものが外来生物法により特定外来生物に指定され、飼育や栽培・運搬・販売などの行為が禁止されています。
動物で代表的なのは、アライグマ、カミツキガメ、ウシガエル。植物ではオオキンケイ菊、アレチウリやナガエツルノゲイトウなどがあります。
いわゆる外来種については、直近で、我が会派の盛田議員をはじめ、またそれ以前では、環境局への質問で自民党の伊藤議員、立憲民主・無所属の亀井議員、公明党の青山議員への答弁で触れられておりました。
生態系被害防止外来種とは、日本国内で生態系や人、農林水産業に悪影響を及ぼす恐れのある生物を指します。これらの生物は、特定外来生物被害防止基本方針に基づき、環境省と農林水産省がリスト化し、防除が推進されています。
生態系被害防止外来種は、教育目的の概念としても使われ、具体的な法的義務を伴わないもので、この間、議会質問で取り上げられてきた代表的なのが、アメリカオニアザミです。
改めて、市民からの情報を含め、千葉市の特定外来種と生態系被害防止外来種による市内の動植物への影響や、その実態についての見解を伺います。
また、今回質問するアメリカオニアザミや、オオキンケイギクについてはどうなっているのか、伺います。
以降は質問席にて行います。（拍手）

○副議長（川合隆史君）　答弁願います。環境局長。

○環境局長（堺　逸樹君）　本市では、アライグマやオオキンケイギクなどの特定外来生物や、アメリカオニアザミなどの生態系被害防止外来種が確認されており、生態系等のへの影響が懸念されることから、市ホームページを通じて取扱等に関する注意喚起を行っております。
また、昨年度は、市内における発見の通報が、アメリカオニアザミについては10件、オオキンケイギクについては９件、寄せられております。

○副議長（川合隆史君）　佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君）　千葉県では、ナガエツルノゲイトウなどの海外から持ち込まれた外来水生植物は、繁殖力や再生力が非常に強く、県内でも生態系や農林水産業への被害が問題になっています。
これらの防除に取り組むうえで、最新の分布状況を知ることは大変重要ですとして、昨年度に引き続き、スマートフォンアプリを使用した、県民参加型の分布調査を実施されます。
令和６年度の調査結果では、ナガエツルノゲイトウの分布図が示されましたが、千葉市内における除去などの取組はどのようになっていますか。お応えください。

○副議長（川合隆史君）　環境局長。

○環境局長（堺　逸樹君）　県の調査により存在が確認された花見川におきましては、令和６

年度から今年度にかけて、県による駆除作業が実施されたと聞いております。

また、市民の皆様から通報があった場合には、現地を確認した上で、必要に応じ、河川管理者等に駆除を依頼するなど、適切に対応しております。

○副議長（川合隆史君）　佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君）　これは、千葉市においてもですね、特定外来種や生態系被害防止外来種に関する分布調査と分布マップ作りについて、市民や千葉市緑化推進協議会などの団体の協力を得て、実施することを求めますが、見解を伺います。

○副議長（川合隆史君）　環境局長。

○環境局長（堺　逸樹君）　市民の皆様から寄せられる特定外来生物などに関する情報をもとに、発生状況の把握に努めるとともに、必要に応じて駆除等の対応を行っておりますことから、現時点においては、新たに分布調査等を実施する予定はございません。

引き続き、情報収集に努めるとともに、発生状況を注視してまいります。

○副議長（川合隆史君）　佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君）　アメリカオニアザミについて質問しますが、アメリカオニアザミは７月から10月にかけて開花するヨーロッパ原産のキク科の植物で、繁殖力が強く、在来の植物の生育場所を奪うなどの影響を与える可能性があるとされております。

千葉市のＬＩＮＥ公式アカウントなどを活用するなどして、プッシュ型でアメリカオニアザミの実態を周知し、駆除方法も含めて市民への駆除の働きかけを実施することを求めますが、いかがでしょうか。

○副議長（川合隆史君）　環境局長。

○環境局長（堺　逸樹君）　アメリカオニアザミにつきましては、市ホームページや市政だよりにおいて、駆除方法を周知するとともに、市民の皆様に駆除への御協力をお願いしております。

○副議長（川合隆史君）　佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君）　ホームページや市政だよりということなんですけども、その実態がなかなか知られていないと言うこともあります。

プロジェクター、スクリーンにあります通り、美浜区、これ美浜区のある地域で見つけたアメリカオニアザミでありますけれども、アスファルトの小さい隙間から出てきておりまして、根元からの駆除は出来ませんでした。

それだけではなくてですね、稲毛区でも見つけました。そして、中央区でも、これはもう綿毛が飛散した後のオニアザミになりますけれども、こういったものがありましたし、以前盛田議員が撮影された花見川区内、こういったものがあります。

茎や葉っぱなど全てに鋭いトゲがありまして、刺さるとケガをする厄介な植物であります。今後特定外来種に指定されるのではとの専門家等の意見、声はありますが、一斉に駆除を行う必要性への見解を伺います。

○副議長（川合隆史君）　環境局長。

○環境局長（堺　逸樹君）　特定外来生物や生態系被害防止外来種については、駆除が義務付けられているものではないことから、現時点で一斉駆除を行うことは考えておりませんが、生態系への影響を考慮し、引き続き、市ホームページなどを通じ、市民の皆様にアメリカオニアザミの駆除への御協力をお願いしてまいります。

○副議長（川合隆史君）　佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君）　この質問の最後にですね、手袋やごみ袋、枝切りばさみ、スコップなどを購入する、そうした支援金を作ってですね、駆除の報告を求める取組の実施を求めますが、見解を伺います。

○副議長（川合隆史君）　環境局長。

○環境局長（堺　逸樹君）　本市では、ボランティアで地域の清掃活動を行っている団体や個人の方に対し、軍手やごみ袋などの清掃用具を支援する制度を実施しており、清掃活動の一部として駆除が行われる場合には、本制度を利用していただくことが可能でございます。

○副議長（川合隆史君）　佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君）　答弁で清掃活動の一部として制度を利用して頂くことは可能と答えておりますが、このアメリカオニアザミはですね、軍手ですとトゲがかなりとがっていて、これケガするんですね。そして低学年のお子様さんの背丈ぐらいまで成長しますから、本当に子供がけがをしないかということで不安の声も寄せられております。

盛田議員がですね、指摘してきました、外来種リスト撲滅推進員といった制度を作ってですね、市民が駆除も含めた取組ができるように、支援を行うべきということを求めて、次の質問に移りたいと思います。

次に幕張海浜病院について、交通アクセスについてです。

前回、第２回定例会の際に、幕張海浜病院への交通アクセスである各主要駅からのバスルートが示され、９月16日には、バス事業者から時刻表も示されたところであります。

地域からは一定のバスの便数が確保されたことについて、感謝の声が寄せられています。

そこで伺います。

幕張海浜病院への交通アクセス、バスのルートや便数の確保に関するバス事業者の取組に関して、市の見解について、伺います。

○副議長（川合隆史君）　病院局次長。

○病院局次長（柿崎恵司君）　幕張海浜病院への交通アクセスにつきましては、複数のバス事業者に御協力をいただきながら、新病院開院に向け路線整理を進めてまいりました。

その結果、全国的な乗務員不足が続いている中、海浜幕張駅や新検見川駅をはじめとする複数の主要駅から利用できる交通体系を構築することができました。

特に、海浜幕張駅からの便数につきましては、当初見込みを上回る運行本数が確保され、乗り換えなしで利用ができるエリアが広がるなど、利用者の利便性向上につながったものと考えております。

○副議長（川合隆史君）　佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君）　前々回、前回の一般質問で、この交通アクセスの問題を取り上げてきました。磯辺や高浜の一部の地域は、これまで稲毛駅発のバスで海浜病院まで直行便で行くことができましたが、幕張海浜病院への移転により、直行便はなくなりました。

稲毛駅発のバスは、これまでどおり稲毛海岸駅に到着することとなっていますが、高浜の地域から乗車していた患者さんは、一度、稲毛海岸駅で降車し、幕張海浜病院方面へのバスに乗り換えなければならず、料金も２回払わなければならなくなりました。

こうした課題に対しての市の見解と、患者さんの負担増とならないようにするための対応を図るべきではないですか。お答えください。

○副議長（川合隆史君）　病院局次長。

○病院局次長（柿崎恵司君）　磯辺地区や高浜地区の一部におきまして、現在の海浜病院と比較すると移動距離が長くなり、幕張海浜病院へのアクセスに際し、乗り換えが必要となる場合があることから、御負担をおかけする面があると認識しております。

本市といたしましても、バス事業者に対し、当該地域から乗り換えなく幕張海浜病院へアクセスできる路線の確保について検討をお願いしてまいりましたが、開院時点での実現には至りませんでした。

なお、特定地域を対象といたしました運賃の補助については、難しいものと考えております。

○副議長（川合隆史君）　佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君）　交通アクセスのことについてはですね、まだ開院してばかりですので、これは引き続き課題として捉えてですね、今後も利用しやすいバスルートとなるよう検討を続けるのか、見解を伺います。

○副議長（川合隆史君）　病院局次長。

○病院局次長（柿崎恵司君）　幕張海浜病院へのバスのルートや便数につきましては、開院前の需要予測に基づき策定されておりますが、実際の利用状況については、開院後に検証する必要があると考えております。

そのため、患者や来院者の利用状況、地域からの御意見、乗務員確保の状況などを踏まえまして、今後も必要に応じて、バス事業者と協議を行ってまいります。

○副議長（川合隆史君）　佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君）　ぜひ、お願いしたいと思います。

次に、診療体制についてです。

これまで充実を求めてきた整形外科や泌尿器科などの高齢者医療の診療体制は、本日、10月１日から、特に医師について、何名体制となり、今後、患者数や手術の目標など具体的な内容などを明らかにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（川合隆史君）　病院局次長。

○病院局次長（柿崎恵司君）　幕張海浜病院では、整形外科は常勤３名、専攻医１名の計４名、泌尿器科は常勤２名の体制で診療を開始いたします。

これらの診療科の体制強化により、外来・入院診療に加え、手術機能の充実を図り、高齢化の進展に伴う医療需要の増加に対応してまいります。

今後につきましては、地域の医療需要や診療実績を踏まえながら、患者の受け入れ拡大や手術件数の着実な増加に努めるとともに、診療機能のさらなる充実をはかってまいります。

○副議長（川合隆史君）　佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君）　今議会においてですね、補正予算の議案質疑でもお聞きしましたが、国は新たな地域医療構想ガイドラインを策定し、急性期拠点機能と高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能などの機能分担が、今後行われることとなります。今後、診療体制にも影響が出ると思われます。

手術等の分担では、医療資源を多く必要とする手術等について、緊急手術等は急性期拠点機能で受け入れる一方、高齢者に多い手術等は高齢者救急・地域急性期機能でも提供すると示されています。

大都市の場合には、どちらにも対応することも考えられると、新たな地域医療構想ガイドラインで示されています。幕張海浜病院におけるこれらの機能について、現時点で考えられる対応についての見解を伺います。

○副議長（川合隆史君）　病院局次長。

○病院局次長（柿崎恵司君）　幕張海浜病院においては、海浜病院が市西部地域の急性期病院として担ってきた地域医療を引き続き提供するとともに、がん診療、呼吸器疾患などの高齢者医療や、救急医療を強化することとしております。

新たな地域医療構想で新設されました医療機関機能では、幕張海浜病院は急性期拠点機能を担うことが想定されると考えております。

○副議長（川合隆史君）　佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君）　この質問最後ですけれども、今後の経営も絡んできますが、医業収支は昨年度病院事業会計全体で、74億6,800万円の赤字となり、このうち海浜病院は38億7,800万円となっています。

累積欠損金の解消や医業収益を上げるため、また赤字の解消のためとして、いわゆる差額ベッド代を増やしたり、患者負担が増えることが危惧されます。

赤字であっても、その解消を最優先にするのではなく、市民に必要な診療体制の確保と市民の命と健康を守る使命とする市立病院としての役割を、今後も維持していくべきではないですか。お答えください。

○副議長（川合隆史君）　病院局次長。

○病院局次長（柿崎恵司君）　市民が必要とする医療を地域で切れ目なく提供することが、市立病院としての役割と認識しております。

このため、効率的な病院経営に取り組みながら、引き続き市民の医療ニーズに応えられるよう努めてまいります。

○副議長（川合隆史君）　佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君）　公立病院はですね、地域医療を支える役割として、また、他の民間医療機関では担えない政策医療を担っている中で、赤字の解消を目的とした経営の効率化が求められれば、患者さんだけではなく、医療関係者のモチベーションにも大きく影響してきます。

医療体制など、抱えている課題はありますが、市民の命の砦として病院治療が行われることを、切に願うものです。

次にですね、都市公園の在り方についてであります。

2017年、都市公園法の改正によって、公募設置管理制度、いわゆるPark－PFIを可能にしました。

民間のノウハウの活用、公園利用者の減少、地方自治体の整備・改修費用の負担増が挙げられ、この制度が導入されてきたわけです。

稲毛海浜公園は設置管理許可によるものであり、公募設置管理制度よりも前に進められてきました。いずれにしても、民間事業者の収益の対象となっており、都市公園の整備や改修、管理費の費用の縮減をすることに活用がされています。

まずですね、稲毛海浜公園について伺いますが、現在のワールドパーク連合体による、稲毛海浜公園リニューアル事業による各施設の利用者の状況、特に近隣の住民の利用は把握されお

りますか。また千葉市への使用料収入の推移と委託料の削減の状況について、令和７年度決算を含めて伺います。

○副議長（川合隆史君）　都市局長。

○都市局長（高峯聡一郎君）　昨年度の利用者数は、プールが約16万人、ボタニカミュージアムが約10万8,000人、グランピング施設が約2,500人、グランピング施設に併設のカフェが約２万2,000人、バーベキュー施設が約8,000人など、多くの皆様に利用されております。

なお、近隣住民の利用数については、把握しておりません。

また、使用料収入は、直近３年間では、令和５年度が約2,300万円、６年度が2,700万円、昨年度が3,500万円となっております。

施設管理などに要していた本市の委託料の削減額については、事業開始初年度の平成30年度から昨年度までの８年間で、累計で約10億2,000万円となっています。

○副議長（川合隆史君）　佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君）　具体的に聞いていきますが、ボタニカミュージアムについて、近隣にお住まいの市民の方からですね、あまりにも商業主義に偏り、市民の側に立っていないと痛感しているとの声が寄せられました。

後庭には、マルチファンクションルームというものが整備をされて、これまでのウッドテラスのように休憩ができないこと、またスクリーンに映してあります、パルコースですとか、あと花時計、現地を知っている方はわかると思いますが、そういった側からの入り口からは入ることができなくなりました。

稲毛海浜公園プールの利用者からはですね、プール内の自動販売機がなくなって、そして浮き輪の空気入れは大小に限らず有料になったと伺っております。

これでは市民の利便性が低下しているのではないでしょうか。ボタニカミュージアムの後庭については自由に入ることが出来るようにすべきではないですか。お答えください。

○副議長（川合隆史君）　都市局長。

○都市局長（高峯聡一郎君）　都市公園法の管理許可制度で運営しているボタニカミュージアムやプールは、事業収益で運営経費を賄いながら、民間の創意工夫によりサービスの提供と利用の促進をはかっているもので、これまで以上に特色ある施設として、魅力が高まっているものと考えております。

ボタニカミュージアムの後庭については、昼間は無料にて利用可能となっており、正面入り口のほか、レストラン脇からも入れるようにはなっております。

稲毛海浜公園の各施設の運営については、今後とも利便性が高まるよう、利用者の声も聞きながら、適宜、民間事業者と共に検討してまいります。

○副議長（川合隆史君）　佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君）　この公園は今、ワールドパークが管理運営していますけれども、ワールドパーク側が実施する温浴施設ですとか、稲毛記念館の宿泊施設への改修など現状と今後の見通しはあるのか。

例えば、ボランティアの方々の協力をいただいている、稲毛記念館に隣接する海星庵について、今後どうなるのか。雑草が茂るなど、事業者はどう考えているのか。こうした関係書の声が寄せられております。

いずれも協議中とされていますが、多額の費用を要するものであり、事業の縮小も考えて

いるのか、あくまで整備を進める方向なのか、伺います。

○副議長（川合隆史君）　都市局長。

○都市局長（高峯聡一郎君）　近年の物価高騰や資材供給の不安定な状況を踏まえ、事業の実施に当たっては、整備内容はもとより、安定した施設運営が十分に見込める計画であることが重要であります。

このため、現在、事業者に慎重に検討を行っているところであり、本市とも協議を重ねている状況です。

具体的な整備内容が公表できる段階になりましたら、速やかに市民の皆様にお知らせしてまいります。

公園が持つ魅力を最大限に生かしながら、市民の皆様をはじめ、より多くの方々に御利用いただけるよう、今後も取組を進めてまいります。

○副議長（川合隆史君）　佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君）　稲毛海浜公園近くあります、稲毛ヨットハーバーですね、及び、周辺エリアでの民間活力導入に向けたサウンディング調査が、昨年11月の実施要領の公表から始まって、個別対話を継続して実施されておりますが、結果についてはどのような形で公表される予定なのでしょうか。お聞かせください。

○副議長（川合隆史君）　都市局長。

○都市局長（高峯聡一郎君）　サウンディング調査は、昨年11月に募集要項を公表した後、３社から参加申請があり、そのうち１社から具体的な提案を受けました。

現在は、民間活力導入の可能性を慎重に確認するため、提案のあった１社に対しヒアリングを継続して行っております。

結果については、ヒアリングが終了した時点で、市ホームページ上で公表する予定です。

○副議長（川合隆史君）　佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君）　この稲毛ヨットハーバー及び周辺エリアについてですね、民間活力の導入を進めようとしているのか、その際、この、これまでのヨットハーバーと周辺エリアで親しまれてきたような、例えばサイクリングなどの歴史、地域住民が親しんできた場所でもあることを引き継いでいくものになるのか、民間事業者の利益を優先させるような事業とならないよう求めますが、見解を伺います。

○副議長（川合隆史君）　都市局長。

○都市局長（高峯聡一郎君）　稲毛ヨットハーバーとその周辺は、平成28年３月に策定した海辺のグランドデザインにおいて、マリンスポーツ海辺ゾーンとして位置づけており、様々な海洋スポーツの活動や、市民のスポーツ・レクリエーションニーズに対応し、新たな魅力を備えたエリアとするため、民間の力を借りながら検討を進めたいと考えております。

○副議長（川合隆史君）　佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君）　にぎわいを作ることそのものは否定はしませんが、一方でこれまで利用していた市民の利用が制限され、無料が有料になったり、事業者が利益を得ようとして地元住民が排除されることが無いよう、指摘はしておきたいと思います。

最後に、新湾岸道路についてであります。

今回も新湾岸道路に触れざるを得ません。８月４日にですね、第３回新湾岸道路有識者委員会が開催をされました。資料として151ページにも及ぶ複数案の設定と評価項目の設定、そし

て17ページの複数案の比較評価が示されました。

第３回・第４回の新湾岸道路有識者委員との懇談での意見・指摘、第２回コミュニケーション活動でいただいた御意見の把握、千葉市での市民ワークショップの開催報告、意見等への対応、複数案の設定と評価項目の設定として、新たな比較評価対象として第３のルート・構造案が出されました。

第３のルート・構造案については次に質問しますが、第２回コミュニケーション活動以降、有識者委員との懇談を２回、その前後でニューズレター未来をつなぐ新湾岸道路プロジェクトが、第５号から第７号、第６号とそれを補う形での増補号、第８号、第９号が出されていますが、市民の理解が進んでいるのか、市民からの問合せも含めて伺います。

○副議長（川合隆史君）　建設局長。

○建設局長（山田裕之君）　これまで実施してきたコミュニケーション活動において、市民の皆様からは、沿道の土地利用の高度化などにより、地域の価値向上や活性化が図られることに期待、対象区間の渋滞対策だけでなく、広域的な交通ネットワークとしての効果を評価すべき、多様な案を様々な観点で偏りなく比較評価し総合的に判断することが重要などの御意見をいただいているところであり、市民の皆様の御理解は着実に深まっているものと考えております。

○副議長（川合隆史君）　佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君）　千葉市ではおとといですね、９月29日のきぼーる１階アトリウムスペースを皮切りに、コミュニケーション活動であるパネル展・オープンハウスが始まりました。

これまでのコミュニケーション活動での課題や有識者の意見を踏まえた改善点はあるのか、伺います。

○副議長（川合隆史君）　建設局長。

○建設局長（山田裕之君）　国は、比較評価案などについて、これまでオープンハウス形式などによる説明会、個別ヒアリング、ワークショップで、様々な御意見を聴取してまいりましたが、さらに多くの御意見を聴取するとともに、地域住民などが相互理解の醸成を図る意見交換会を新たに開催することといたしております。

○副議長（川合隆史君）　佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君）　スクリーンを見ていただければ、新たに追加されたルート、構造案は、湾岸部を通る道路の新設及び国道357号・国道16号と並行した道路の新設で、資料に示されているように、高谷ジャンクションから習志野付近で国道357号につなげ、そのまま国道357号・16号に並行する形で道路を新設するというものであります。

なぜこのような案が出てきたのか、これまでのコミュニケーション活動を踏まえた結果なのか、詳細について伺います。

○副議長（川合隆史君）　建設局長。

○建設局長（山田裕之君）　丁寧な検討を行う観点から、アンケートなどで、幾つか御意見のあった湾岸部と国道部の両方を通るルートについても、比較案の一つとして加えられたものと認識しております。

○副議長（川合隆史君）　佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君）　この案はですね、千葉県が今年度、当初に改定した千葉県道路整備

プログラムに記載のある東京湾岸道路と同様のルートとなっています。湾岸部を通っているのが、新湾岸道路、その一つ右側に示されているのが東京湾岸道路なんですが、この同様のルートで、基本的にこの高架構造となりますから、今進められている検見川立体とは違う新たな道路ということなのか、わかりやすく説明して示していただきたいと思います。

○副議長（川合隆史君）　建設局長。

○建設局長（山田裕之君）　追加されたルート案は、外環高谷ジャンクション周辺から蘇我インターチェンジ並びに市原インターチェンジを結ぶ、自動車専用道路を新たに整備する案であります。

地域課題でもある国道357号の渋滞解消を図るため、東京湾岸道路の一部として事業化されている検見川立体とは別事業となります。

○副議長（川合隆史君）　佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君）　このルートの、様々なルートありますけれども、ルートの構造に関する附帯事項では、段階的整備や高谷ジャンクションから蘇我のみ整備または、高谷ジャンクションから市原のみ整備とされた理由はなぜなのか、わかりやすく、これも説明していただきたいと思います。

○副議長（川合隆史君）　建設局長。

○建設局長（山田裕之君）　構想段階以降の、事業実施以前の段階において、費用対効果分析等を踏まえ、段階的整備や整備区間について検討していくと伺っております。

○副議長（川合隆史君）　佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君）　この追加されたルート案、第３のルート案、ルート、構造案についても、周辺にはですね、美浜区では稲毛海岸、幸町、稲毛区と中央区の一部の地域も、マンションなどの居住地域を通る案となっております。

自治会や管理組合など、個別の説明会を開くことも必要ではないでしょうか。お答えください。

○副議長（川合隆史君）　建設局長。

○建設局長（山田裕之君）　市民の皆様に新湾岸道路について御理解いただけるよう、これまでも、要望される地元町内自治会などに対しましては、出前講座を開催しております。

今後も必要に応じて、対応していきたいと考えております。

○副議長（川合隆史君）　佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君）　これまで、私も何度も、この新湾岸道路の必要性の問題について正して来たわけですが、事業そのものは相当な期間を要するものであります。

そして、この全ての案は、三番瀬や谷津干潟及び養老川などの自然環境に影響を与える可能性があることや、国道など現道拡幅以外の案は、海域を通過するため地形や地質、生態系に影響を与える可能性があるとするなど、自然環境、景観、居住環境に何らかの悪影響を与えるとしています。

さらにですね、経済性の事業期間についても事業の長期化が懸念されるとしています。
巨額の投資となるわけでありまして、自然環境や住環境に工事期間中も相当の影響があることは明白であります。

中止をする決断も選択肢に入れるべきではないですか、お答えください。

○副議長（川合隆史君）　建設局長。

○建設局長（山田裕之君）　新湾岸道路は、本市の広域的な道路ネットワークの強化に必要な道路であり、地域の持続的な発展に大きく寄与する重要な事業であるため、引き続き、事業主体である国に協力し、事業への理解促進に努めてまいります。

○副議長（川合隆史君）　佐々木友樹議員。

○34番（佐々木友樹君）　先程の御答弁で、追加されたルート案は、国道357号の渋滞解消を図るため、東京湾岸道路の一部として事業化されている検見川立体とは別事業となるとありました。追加されたルート案である三つ目の案はですね、国道と並行する道路という位置づけであります。しかも高架の高規格道路、高速道路となります。

この並行するというのは、縦にも横にもとれるわけでありまして、横に並行した場合には、周辺には住宅や事業所などがあり、用地取得はかなり厳しいものと思われます。

そして縦に並行にした場合はですね、国道や、先ほど答弁がありました検見川立体、そして新湾岸道路という三階構造になる訳で、相当な高い構造物になります。これはまだ計画が出ておりませんが、そういったことも想定されます。

現在の国道の渋滞解消を改善すればですね、自然や住環境に手を加えることなく、現在の環境を守ることが出来ます。

そして、また出てきたのがですね、成田空港拡張による物流の増加や交通需要の増加への対応として新湾岸道路を位置づけていますが、この千葉県北部からですね、わざわざそのために湾岸部に高速道路を作る理由が、私は分かりません。

今、本当に必要なのは、大型の高速道路ではなく、これまでも多くの議員が指摘されてきた防災、ここへの対策ですとか、インフラ整備ではないでしょうか。

多額の投資ですとか、また長期間の工事を伴う新湾岸道路については中止の決断をすべきと改めて求めまして、私の一般質問を終わらせて頂きます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（川合隆史君）　佐々木友樹議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は午前十時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労様でした。

午後４時６分散会

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

千葉市議会議長　　松　坂　吉　則

千葉市議会副議長　　川　合　隆　史

千葉市議会議員　　佐々木　友　樹

千葉市議会議員　　盛　田　眞　弓